

経済産業行政の概要

令和 6 年 7 月

青森県経済産業部

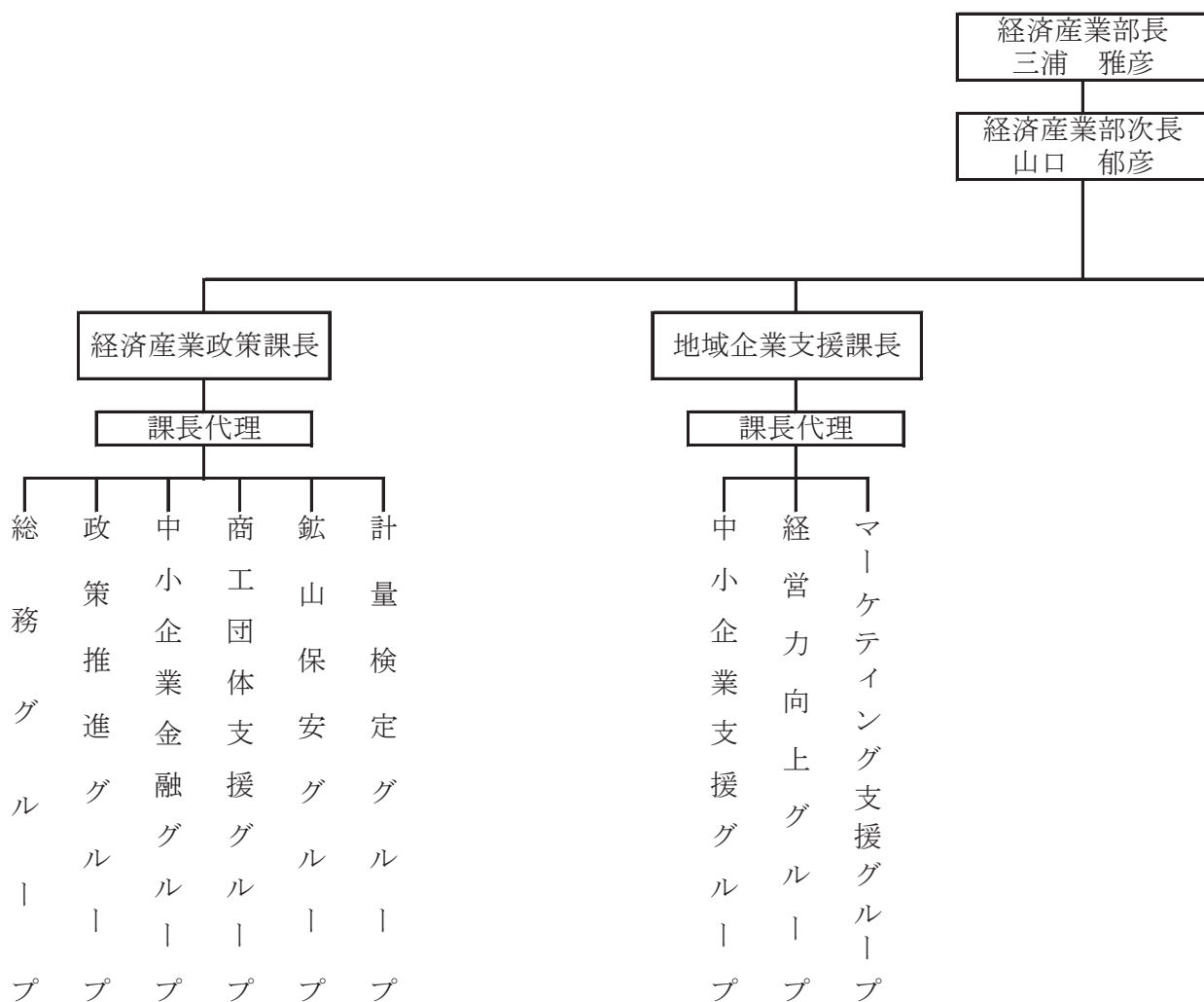
目 次

1	経済産業部機構図	1
2	経済産業部幹部職員名簿	3
3	経済産業部職員配置状況	4
4	令和6年度当初予算分析	5
5	基本方針	7
	【経済産業政策課】	8
1	地域産業活性化の推進	10
	(1) 小規模指導事業	10
	(2) 協同組合指導事業	15
	(3) 計量器の検定・検査事業	17
2	中小企業金融対策の推進	18
	(1) 制度金融実施事業	18
	(2) 金融対策事業	25
	(3) 中小企業高度化資金貸付金	26
3	鉱業の振興	28
	(1) 鉱山保安対策事業	28
4	鉱害防止事業	29
	(1) 鉱害防止工事の状況	29
	(2) 坑廃水処理の状況	30
	(3) 休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助金	31
	【地域企業支援課】	32
1	中小企業等の経営支援	34
	(1) 中小企業総合支援事業	34
	(2) 一般診断事業	35
	(3) 高度化診断事業	35
	(4) 自動車関連産業振興事業	36
	(5) 中小企業支援・指導・経営革新計画推進等事業	36
	(6) 中小企業等グリーントランスフォーメーション（GX）推進事業	36
	(7) アップサイクルビジネス推進事業	37
	(8) 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援事業	37

2	商業の振興	38
(1)	中心市街地活性化推進事業	38
(2)	商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業	38
(3)	青森県商店街振興組合連合会補助事業	39
(4)	大店立地法対策等事業	39
3	中小企業等のマーケティング支援	41
(1)	あおもり商品展開力強化支援事業	41
(2)	インバウンド向け本県商品魅力向上・発信事業	41
(3)	食品事業者等デジタルマーケティング活用販路拡大支援事業	41
(4)	伝統工芸産業振興事業	42
(5)	青森・神戸共創ビジネス推進事業	42
(6)	レッツBuyあおもり新商品認定事業	42
	【企業立地・創出課】	44
1	企業誘致の状況	46
(1)	企業誘致件数の推移	46
(2)	業種別誘致企業と構成比	47
(3)	誘致企業の県内製造業に占める割合（令和4年）	47
2	企業誘致の推進	48
(1)	ターゲット産業立地推進事業	48
(2)	産業立地プロモーション事業	48
(3)	中部圏産業立地促進事業	48
(4)	企業誘致推進事業	48
(5)	企業誘致重点広報事業	48
(6)	立地指導事業	48
(7)	工業立地適正化事業	48
(8)	誘致企業人財確保PR支援事業	48
(9)	成長産業対応型誘致促進事業	48
3	各種優遇措置	49
(1)	IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金	49
(2)	むつ小川原開発地区企業立地促進費補助金	49
(3)	青森県産業立地促進費補助金	49
(4)	青森県誘致企業本社機能移転促進費補助金	49

4	創業・起業、スタートアップ及び事業承継の支援	57
	(1) あおもり創業・起業支援強化事業	57
	(2) 起業家育成研修事業	57
	(3) あおもりスタートアップ推進事業	58
	(4) 青森県事業承継ネットワークへの参画	59
	(5) 継ぎたい・継がせたい事業者支援促進事業	59
	(6) 事業承継税制等運営事業	59
	(7) 事業承継調査	59
	【産業イノベーション推進課】	60
1	ものづくり技術の振興	62
	(1) あおもり産学官金連携拡大事業	62
	(2) あおもりオープンイノベーション推進事業	62
	(3) 地方独立行政法人青森県産業技術センターの運営	63
2	ライフ（医療・健康・福祉）関連産業の創出育成	64
	(1) 医療介護関連ビジネス開発促進事業	64
	(2) 大企業研究者との技術連携等による新ビジネス創出事業	64
	(3) ウェルネス志向プロダクト開発・販路拡大推進事業	65
3	職業能力開発の推進	66
	(1) 公共職業訓練	66
	(2) 委託訓練	68
	(3) 認定職業訓練	69
	(4) 未来ものづくり人財確保・育成事業	69
	(5) 技能検定試験及び職業訓練指導員試験	69
4	知的財産の活用等による新産業の創出	71
	(1) 知的財産啓発・連携強化事業	71
	(2) 知的財産活用新事業創出推進事業	71
	(3) 未来を築く創造性豊かな産業人財育成事業	72
	(4) 知財経営支援モデル地域創出事業（特許庁事業）	72

1 経済産業部



本庁各課④

グループ

ー

プ

出

先

機

関

⑤

出

先

機

関

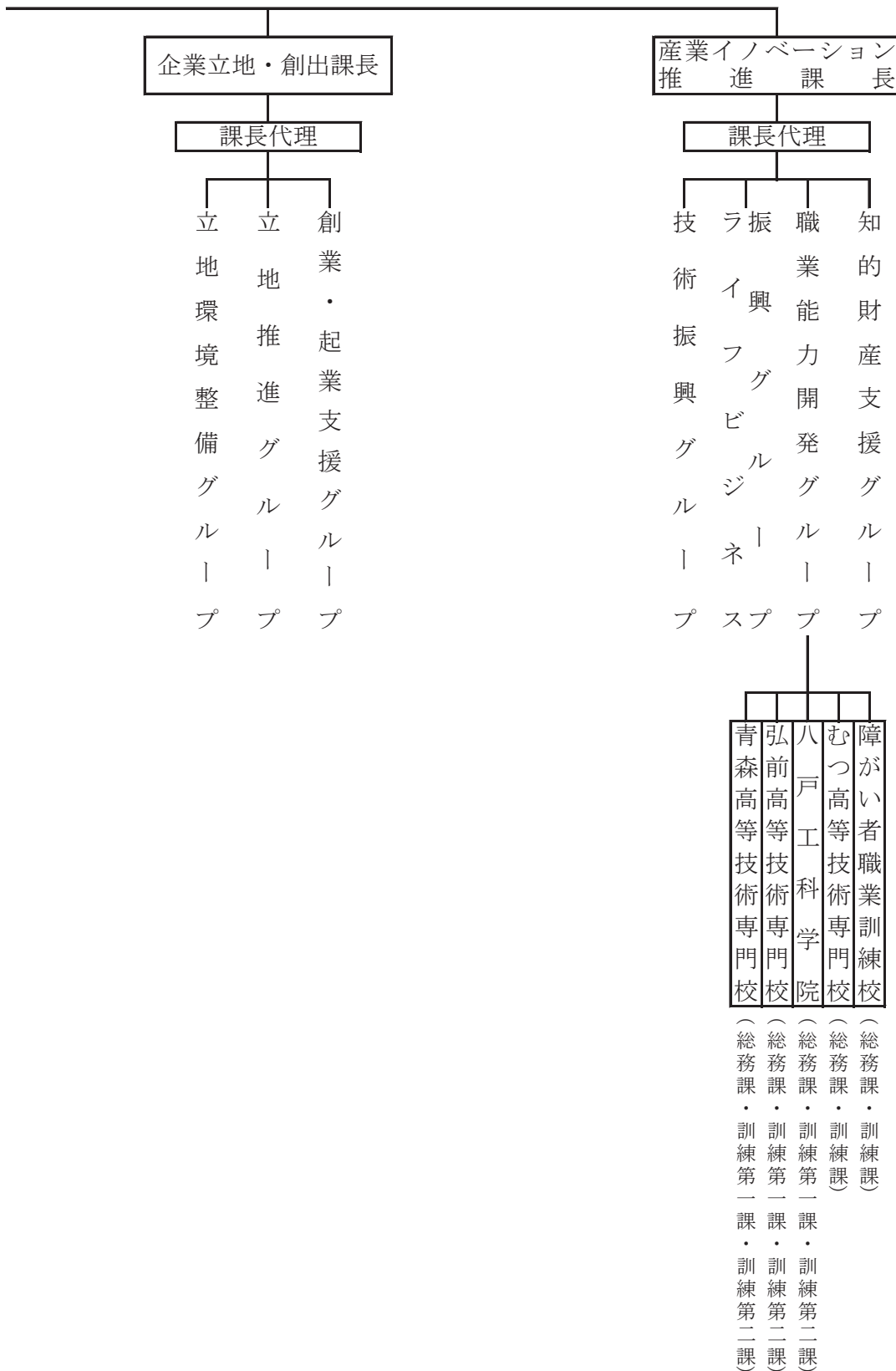
内

部

組

織

機 構 図



は青森県行政組織規則の公所を示す

2 経済産業部幹部職員名簿

令和6年6月1日現在

職 名	氏 名
経済産業部長	三 浦 雅 彦
経済産業部次長	山 口 郁 彦
経済産業政策課長	工 藤 福 保
地域企業支援課長	山 谷 哲 司
企業立地・創出課長	戸 舘 有 信
産業イノベーション推進課長	栗 島 宜 郎
青森高等技術専門校長	鳴 海 圭
弘前高等技術専門校長	外 崎 彰
八戸工科学院長	間 山 智 幸
むつ高等技術専門校長	宮 里 拓 也
障がい者職業訓練校長	賀 川 千 恵 子

3 経済産業部職員配置状況

令和6年6月1日現在

機 関 名	内 訳											合 計	うち派遣・研修・駐在	
	部長級	次長級	課長級	副参事級	総括主幹級	主幹級	主査級	事務職員	技術職員	計	非常勤事務員			非常勤職員等
経済産業政策課	1	1	1	4	4	9	6	6	2	34	3		37	1
地域企業支援課			1	3	3	1	7	6		21	1		22	5
企業立地・創出課			1	2	2	3	3	6	1	18	2		20	
産業イノベーション推進課			1	1	6	8	6	4		26	1	2	29	2
青森高等技術専門校			1	2	1	4	3	0.5	2	13.5		15	28.5	
弘前高等技術専門校			1	1	2	9	3	1		17	1	13	31	
八戸工科学院			1	1	1	6	4	2	5	20		14	34	
むつ高等技術専門校				1	1	1	2	1	1	7	1	7	15	
障がい者職業訓練校				1	1	2	1			5		6	11	
計	1	1	7	16	21	43	35	26.5	11	161.5	9	57	227.5	8

※ 再任用短時間勤務職員は「0.5人」としてカウントしている。

4 令和6年度

一般会計

課名	5年度	5年度	6年度		Cの財源		
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)	当初予算額 (C)	構成比	国庫支出金	その他	一般財源
経済産業政策	60,427,305	16,429,288	51,730,090	92.7	405,248	48,796,372	2,528,470
地域企業支援課	303,503	834,319	429,381	0.8	121,360	3,108	304,913
企業立地・創出課	1,341,242	1,099,705	1,352,770	2.4	51,283	427,816	873,671
産業イノベーション推進課	2,292,268	2,133,313	2,264,994	4.1	962,383	28,346	1,274,265
合計 (a)	64,364,318	20,496,625	55,777,235	100.0	1,540,274	49,255,642	4,981,319
県予算額 (b)	738,400,000	796,613,326	702,200,000				
県予算対比 (a / b)	8.7	2.6	7.9				

特別会計

小規模企業者等設備導入資金特別会計	1,919,950	359,245	3,026,767	100.0		3,026,767	
-------------------	-----------	---------	-----------	-------	--	-----------	--

※経済産業政策課の人員費予算額には、同課のほか、地域企業支援課、企業立地・創出課、産業イノベーション推進課
 ※令和5年度当初予算額及び最終予算額については、令和6年度における組織改編、事業移管後の区分により、組替を

当初予算分析

(単位:千円、%)

事業費・人件費別		対前年比		増減額					
				予算額 (C-A)	左の財源			事業費・人件費別	
事業費	人件費	(C/A)	(C/B)		国庫支出金	その他	一般財源	事業費	人件費
51,070,797	659,293	85.6	314.9	△ 8,697,215	△ 915,390	△ 14,651,212	△ 299,275	△ 15,758,456	△ 107,421
429,381		141.5	51.5	125,878	△ 416,608	2,718	22,919	△ 390,971	
1,352,770		100.9	123.0	11,528	39,436	△ 147,886	89,422	△ 19,028	
2,264,994		98.8	106.2	△ 27,274	913,497	27,846	537,571	1,478,914	
55,117,942	659,293	86.7	272.1	△ 8,587,083	△ 379,065	△ 14,768,534	350,637	△ 14,689,541	△ 107,421
		95.1	88.1						

3,022,005	4,762	157.6	842.5	1,106,817		1,106,817		853,449	△ 650
-----------	-------	-------	-------	-----------	--	-----------	--	---------	-------

分を含む。
行っている。

5 基本方針

今年度からスタートした「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」では、「AX（Aomori Transformation）～青森大変革～」を基本理念に、7つの政策テーマ（しごと・健康・こども・環境・交流・地域社会・社会資本）と政策・施策体系を設定し、青森県の2040年のめざす姿である「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」の実現に向けて取組を推進することとしている。

経済産業部では、基本計画の政策テーマ「しごと」に沿って、所得向上と経済成長の好循環を実現するため、「県内企業の販売力・収益力強化と経営コストの削減」や「地域の未来につながる産業の創出・承継」を推進し、「地域経済の成長を支える県内産業の競争力強化」を図るとともに、「チャレンジングな創業・起業の促進」や「成長分野や本県の強みを捉えた企業誘致の推進」により、「若者を惹きつけるしごとづくり」に取り組む。

加えて今年度は、物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現に向けた環境の整備を、関係機関と連携して推進する。

1. 県内企業の販売力・収益力強化と経営コストの削減

デジタルマーケティング等の活用や大規模展示会での販路開拓、インバウンド向け商品の開発や魅力向上に取り組むとともに、脱炭素化と生産性の向上を両立するGXの推進、ものづくり企業等の生産改善活動の実践などを通じて、県内企業の販売力・収益力強化と経営コストの削減を推進する。

2. 地域の未来につながる産業の創出・承継

オープンイノベーションの推進をはじめ、社会的ニーズの高まるライフ関連ビジネスや未利用資源を活用したアップサイクルビジネスの創出、神戸と青森の企業間でのビジネス連携、円滑な事業承継の促進などを通じて、地域の未来につながる産業の創出・承継を推進する。

3. チャレンジングな創業・起業の促進

スタートアップの創出に向けたネットワークの拡充や官民協働による事業化支援のほか、その基盤となる人財の育成に取り組むとともに、若者・女性による創業や県外全域からの移住によるU I J ターン創業への支援などを通じて、県内でのチャレンジングな創業や起業を促進する。

4. 成長分野や本県の強みを捉えた企業誘致の推進

脱炭素関連分野などの成長産業を対象とした多角的な誘致活動をはじめ、若者や女性のニーズが高いIT・コンタクトセンター関連企業や本県の基幹産業である農林水産業を下支えする物流企業に対する支援など、戦略的な企業誘致の展開を通じて、成長分野や本県の強みを捉えた企業誘致を推進する。

5. 物価上昇を上回る持続的な賃上げに向けた環境整備の推進

価格転嫁の円滑化に向けた関係機関との連携に加え、生産性向上や収益力強化等により柔軟で足腰の強い経営基盤の構築に取り組む県内企業に対する支援などを通じて、物価上昇を上回る持続的な賃上げに向けた環境整備を推進する。

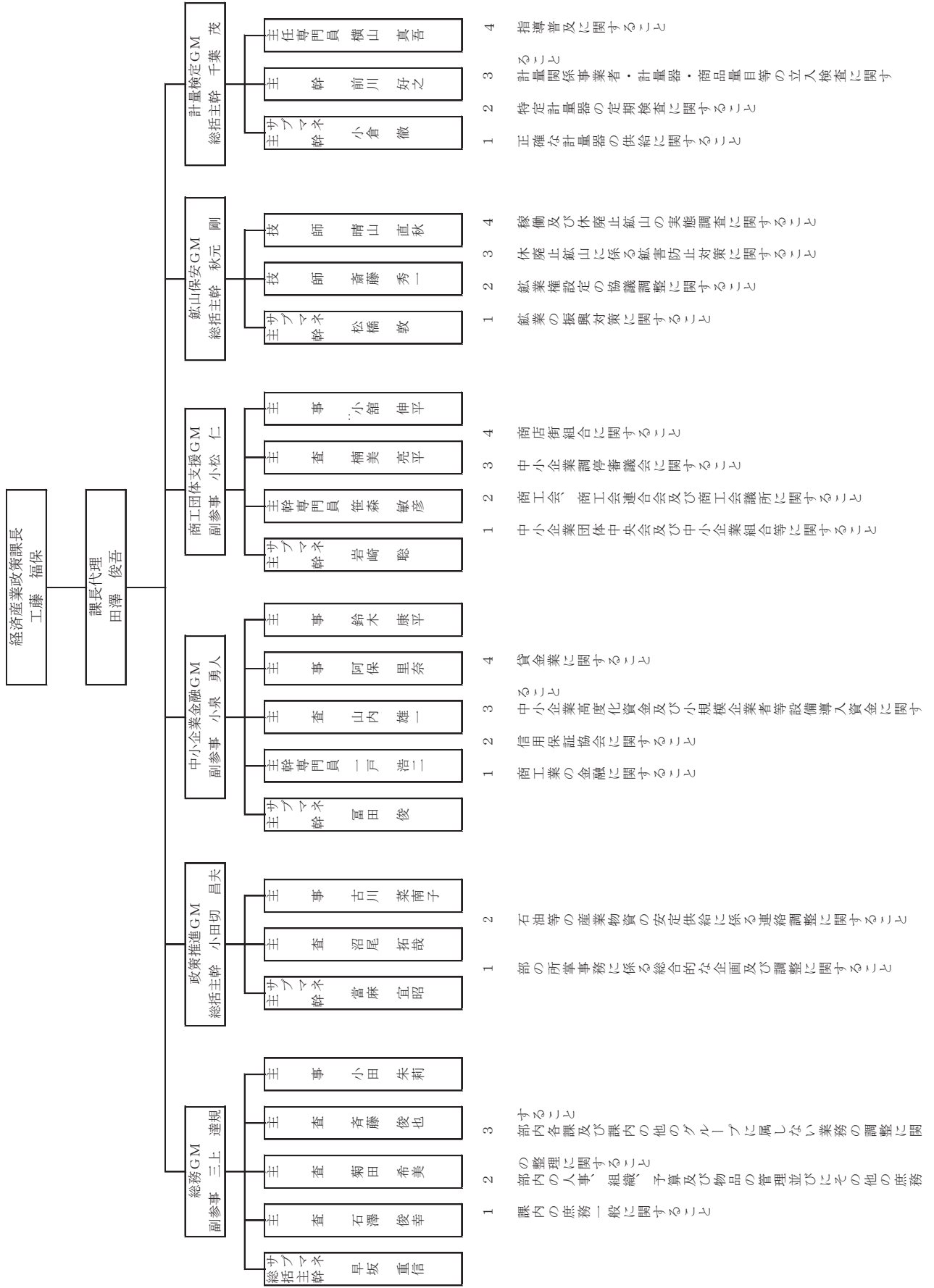
【各課事業概要】

経 済 産 業 政 策 課

分 掌 事 務

- 1 部内の人事、組織、予算（支出負担行為（各課に共通する経費に係るものを除く。）及び収入通知に関する事務を除く。）及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。
- 2 部の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 3 小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金に関すること。
- 4 商工業の金融に関すること。
- 5 信用保証協会に関すること。
- 6 貸金業に関すること。
- 7 中小企業団体等に関すること。
- 8 商工会、商工会連合会及び商工会議所に関すること。
- 9 商業振興に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。
- 10 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会に関すること。
- 11 石油等の産業物資の安定供給に係る連絡調整に関すること（他課の分掌に係る事務を除く。）。
- 12 鉱業の振興計画に関すること。
- 13 鉱業権の設定出願の協議に関すること。
- 14 休廃止鉱山に係る鉱害防止の工事に関すること。
- 15 地下資源の開発調査に関すること。
- 16 計量器の検定に関すること。
- 17 中小企業調停審議会に関すること。
- 18 部内他課の主管に属しない事務に関すること。

経済産業政策課組織図



1 地域産業活性化の推進

概 要

人口減少・少子高齢化の進行、経済のグローバル化の拡大、AI・IoT等による技術革新やDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展、SDGs（持続可能な開発目標）や脱炭素（カーボンニュートラル）への対応など、中小企業を取り巻く経営環境は激しく変容してきている。また、国際情勢の流動化に伴う原油・原材料価格の高騰等により、幅広い業種において厳しい経営環境が続いている状況にある。

このような状況において、地域産業が活性化していくためには、本県経済の最も主要な担い手である中小企業者が、経営基盤の脆弱さを克服し、自立した活力ある企業として成長・発展していくことが重要である。そのため、中小企業者には、激しい環境変化を踏まえて経営課題を冷静に見極め、迅速果敢に対応・挑戦する「自己変革力」が求められ、取引拡大、事業承継、経営の安定に向けた取組はもちろんのこと、経営革新、業態転換、生産性の向上、事業継続力強化などの取組を促進する必要がある。

このため、中小企業者の指導機関である商工会議所、商工会及び中小企業団体中央会を通じた支援を引き続き実施するとともに、これら団体の運営指導を積極的に行う。

また、計量法に基づく適正な計量を確保するため、計量器の検定、検査等を実施する。

(1) 小規模指導事業

1,511,284 千円

① 商工会等運営指導事業

325 千円

小規模事業者に対する経営指導及び施策の普及を行う指導体制を強化するため、県下40商工会、7商工会議所、商工会連合会に対する運営指導及び監査を実施する。

② 経営改善普及事業費補助事業

1,301,679 千円

商工会及び商工会議所の行う小規模事業者の経営及び技術の改善向上のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に資するため、これら指導機関に対し、人件費及び事業費を助成する。

青森商工会議所が小規模事業者の専門的問題等の指導に当たるため設置している専門指導センターに対し、人件費及び事業費を助成する。

倒産の恐れのある中小企業者から事前に申し出を受け、経営的に見込みのあるものについては再建の方途を講じ、見込みのないものは円滑に整理を図り、中小企業者の倒産に伴う社会的混乱を防止するため、青森、弘前及び八戸商工会議所並びに商工会連合会が設置する経営安定特別相談室に対し、事業費を助成する。

地域経済の活性化を図るため、特産品の開発・普及や創業・経営革新への取組に向けた具体的課題解決を支援するため、商工会議所、商工会が実施する地域振興推進事業に対し、事業費を助成する。

商工会等が行う経営改善普及事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、指導施設の建設に要する経費を助成する。

○経営指導員等設置状況（専門指導センター除く）

（令和6年4月1日現在）

区 分	団 体 数	経営指導員	補 助 員	記帳専任 職 員
商 工 会 議 所	7	40人	18人	13人
商 工 会	40	67人	42人	55人
計	47	107人	60人	68人

○専門指導センター設置状況

設置団体名	設置年度	専門経営指導員等設置状況		相 談 指 導 状 況	
		専門経営指導員	補助員	R4年度	R5年度
青森商工会議所	S55	3人	1人	1,876件	1,797件

○経営安定特別相談室設置状況

設置団体名	設置年度	商工調停士 委 嘱 数	相 談 指 導 状 況				
			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
青森商工会議所	S54	4人	0件	0件	0件	10件	12件
弘前商工会議所	S55	3人	0件	0件	0件	10件	11件
八戸商工会議所	S54	4人	1件	1件	1件	1件	2件
商工会連合会	S56	9人	14件	11件	11件	1件	3件
計		20人	15件	12件	12件	22件	28件

○振興委員設置状況

（単位：人）

設置団体名	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
青 森 商 工 会 議 所	32	32	32	32	—
黒 石 商 工 会 議 所	4	4	4	4	4
五 所 川 原 商 工 会 議 所	6	6	6	6	6
十 和 田 商 工 会 議 所	8	8	8	8	8
む つ 商 工 会 議 所	6	6	6	6	6
計	56	56	56	56	24

○経営改善普及事業費補助（当初予算額）

（単位：千円）

交付先	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
商工会議所	394,133	391,661	389,774	407,672	421,282
商工会	916,296	910,811	909,008	862,991	880,397
計	1,310,429	1,302,472	1,298,782	1,270,663	1,301,679

○相談指導状況

（単位：件）

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
商工会議所	巡回	12,569	10,537	9,169	9,601	10,527
	窓口	12,518	16,619	18,097	15,290	14,351
	小計	25,087	27,156	27,266	24,891	24,878
商工会	巡回	36,992	36,562	33,902	32,770	30,749
	窓口	19,770	24,169	25,416	23,669	23,605
	小計	56,762	60,731	59,318	56,439	54,354
計	巡回	49,561	47,099	43,071	42,371	41,276
	窓口	32,288	40,788	43,513	38,959	37,956
	小計	81,849	87,887	86,584	81,330	79,232
経営指導員1人当たり平均件数	758	814	802	753	740	
経営指導員1人当たり月平均件数	63	68	67	63	62	

○商工会館建設状況（平成元年以降）

年 度	補助金交付状況			対象数			補助基準
	商工会等名	補助区分	補助額 (単位：千円)	国庫	県単	計	
H1	相馬村	国庫	17,600	1	-	1	国庫 ○20,000千円または建設費の50%以内 (研修センター併設)
H2	六戸町	〃	22,283	1	-	1	国庫 ○25,000千円または建設費の50%以内 (研修センター併設)
H3	南郷村	〃	25,000	1	-	1	国庫 ○25,000千円または建設費の50%以内 (研修センター併設)
H6	東通村	〃	21,500	1	-	1	国庫 ○36,000千円または建設費の50%以内 (研修センター併設)
H7	浪岡町	〃	36,000	1	-	1	国庫 ○36,000千円または建設費の50%以内 (研修センター併設)
H8	下田町	〃	36,000	1	-	1	国庫 ○36,000千円または建設費の50%以内 (研修センター併設)
H9	五所川原市	〃	28,000	1	-	1	国庫 ○28,000千円または建設費の50%以内 (コミュニティセンター併設)
H11	尾上町	〃	29,900	1	-	1	国庫 ○36,000千円または建設費の50%以内 (研修センター併設)
H12	佐井村	〃	24,000	1	-	1	国庫 ○28,000千円または建設費の50%以内
H13	板柳町	〃	36,750	1	-	1	国庫 ○36,750千円または建設費の50%以内 (研修センター併設)
H14	川内町	〃	18,146	1	-	1	国庫 ○23,000千円または建設費の50%以内
H24	五戸町	県単	8,618	-	1	1	県単 ○10,000千円または建設費の25%以内

③ 商工会連合会指定事業費補助事業

206,740千円

県内40商工会の健全な発達を図り、地域経済の総合的な発展を促進するため商工会連合会に対し、人件費及び事業費を助成する。

小規模事業者の専門的問題等の指導にあたるため、商工会連合会内に設置している広域指導センターに対し、人件費及び事業費を助成する。

○商工会連合会指定事業費補助（当初予算額）

(単位：千円)

交付先	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
商工会連合会	206,881	206,361	205,292	206,740	206,740

○青森県商工会連合会の概要

設 立	昭和 36 年 11 月 28 日					
所 在 地	青森市新町二丁目 8-26 (火災共済会館 6 階)					
役 員	会長 1 人、副会長 3 人、理事 12 人 (うち専務 1 人)、監事 3 人					
補助対象職員	区 分	商 工 会 指 導 員	専 門 経 営 指 導 員	補 助 員	経 営 指 導 員 研 修 生	計
	商工会連合会	7	—	2	—	9
	広域指導センター	—	10	5	—	15
	計	7	10	7	—	24
会 員	40 商工会					

④ 商工会連合会活動運営費補助事業 2,540 千円

商工会連合会が実施する県内 40 商工会組織の強化事業及び商工会連合会の運営事業に対し、補助を行う。

ア 商工会連合会運営事業 350 千円

イ 小規模事業対策特別推進事業 2,190 千円

○青森県商工会議所連合会の概要

設 立	昭和 26 年 1 月 20 日					
所 在 地	青森市新町一丁目 2-18 (青森商工会議所内)					
役 員	会長 1 人、副会長 2 人、理事 5 人、監事 2 人					
職 員	兼務 3 人 (青森商工会議所職員)					
会 員	7 商工会議所					

(2) 協同組合指導事業

142,930 千円

中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導事業を推進するため、この担い手となっている青森県中小企業団体中央会に対し助成する。

また、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき、組合の設立認可を行うとともに、その運営指導を実施する。

○年度別組合数

(令和6年4月1日現在)

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業協同組合	407	420	419	415	413
協同組合連合会	10	10	10	8	8
企業組合	54	53	52	57	56
信用組合	1	1	1	1	1
火災共済協同組合	1	1	1	1	1
商工組合	14	14	14	14	14
商店街振興組合	19	19	19	19	19
協業組合	8	8	8	7	7
商店街振興組合連合会	2	2	2	2	2
計	516	528	526	524	521

① 青森県中小企業団体中央会補助事業

142,930 千円

青森県中小企業団体中央会が行う組合の設立、運営等の指導、監査、情報提供及び講習会等の事業の充実を図り、中小企業の組織化の進展に資するため、青森県中小企業団体中央会に対し、人件費及び事業費を助成する。

○青森県中小企業団体中央会の概要

設 立	昭和30年11月30日
所 在 地	青森市本町二丁目9番17号
役 員	会長1人、副会長3人、副会長兼専務理事1人、理事28人、監事4人
職 員	指導員16人、職員4人
会 員	令和6年3月31日現在 513組合等

○青森県中小企業団体中央会補助（当初予算額）

（単位：千円）

交 付 先	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
中小企業団体中央会	144,976	144,397	139,695	140,668	142,807

○指導員等設置状況

（単位：人）

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
指 導 員	16	16	16	16	16
職 員	5	5	4	4	4
計	21	21	20	20	20

○情報連絡員市町村、業種別配置状況

（単位：人）

市 町 村 別 （ 計 30 ）	青森市 18、弘前市 4、八戸市 5、十和田市 1、三沢市 1、大鰐町 1	
業 種 別 （ 計 30 ）	製 造 業	食料品 2、木材・木製品 1、窯業・土石製品 1、鉄鋼・金属 1、その他 1
	卸 売 業	4
	小 売 業	5
	運 輸 業	3
	建 設 業	2
	商 店 街	4
	サ ー ビ ス	6
	鉱 業	—
	そ の 他	—

(3) 計量器の検定・検査事業**32,102 千円**

計量法令に基づき、適正な計量の実施を確保するため、計量器の製造・修理・販売事業の届出や計量証明事業者の登録等を行うとともに、正しい計量器の供給・使用のため、特定計量器の検定・検査等を行う。

また、一般消費者の利益の保護を図るため、各種事業者や計量器使用者に対する立入検査を実施し、使用計量器や商品量目が適正か否か実地にて検査し、必要に応じて改善指導を行う。

○検定・検査等実績表（令和5年度実績）

区分	手数料 件数 (個数)	金額(円)
計量証明事業 登録	2	107,600
計量証明事業 登録証の再交付	0	0
検 定	3,891	5,576,850
基 準 器 検 査	289	131,560

区分	手数料 件数 (個数)	金額(円)
計量証明用計量器検査	48	1,320,400
定 期 検 査	7,944	6,970,640
適 正 計 量 管 理 事 業 所 の 指 定	0	0
依 頼 検 査	6	29,700
合 計	12,180	14,136,750

注1)「検定」には、タクシーメーター装置検査を含む。

注2)「基準器検査」の件数（個数）には、手数料が免除のものを含む。

2 中小企業金融対策の推進

概 要

県では、県内中小企業者の事業活動の促進及び経営の安定化を図るため、特別保証融資制度（長期・低利な資金の融資）を実施し、中小企業者に対する金融の円滑化を通じて中小企業者の事業継続及び持続可能な地域経済の構築を後押ししている。

令和6年度においては、所得向上と経済成長に向け、社会経済環境の変化に対応する県内中小企業者の前向きな取組を支援するため、県特別保証融資制度「『青森新時代』への架け橋資金」を実施するとともに、融資対象である「DXを推進する取組・生産性向上を図る事業」、「GXを推進する取組」、「賃金引上げに資する取組」及び「物流の2024年問題の解決への取組」については、保証料補助対象を拡大する。

また、一般的な事業資金に対応する「事業活動応援資金」を引き続き実施するなど、人口減少下においても持続可能な地域経済の構築に向けて、中小企業者を金融面から積極的に支援していく。

さらには、中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む事業を対象とする中小企業高度化資金等を継続して実施し、中小企業者の競争力の強化と経営の安定を支援していく。

(1) 制度金融実施事業

48,672,000千円

① 青森県特別保証融資制度貸付金

47,940,000千円

中小企業金融の円滑化を図るため、県内金融機関に対し裏付け資金を預託し、下記による制度融資を行う。

なお、中小企業者の資金需要に対処するため、保証融資枠を500億円とする。

ア 創業や県の推進する戦略等に基づく重点推進分野等に属する事業など、県が推進する前向きな取組を優遇金利で支援する「『青森新時代』への架け橋資金」の実施により、県内中小企業者の事業活動の促進及び地域経済の活性化を図る。

○融 資 対 象 ①県内で中小企業者として創業する事業

（創業後5年未満の中小企業者を含む。）

a スタートアップ創出枠（スタートアップ創出促進保証によるもの）

b 創業枠（スタートアップ創出促進保証以外の保証によるもの）

②空き店舗活用による地域商店街活性化への取組に係る事業

③法令等に基づく認定又は国や県等による補助等採択事業

④特別枠

a 新商品等の開発・新分野進出を図る事業

b DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する取組・生産性向上を図る事業

c GX（グリーントランスフォーメーション）を推進する事業

d SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する事業

e 賃金引上げに資する事業

f 物流の2024年問題の解決に資する事業

g 上記以外で県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業

⑤事業承継枠

- a 存続見通しが見つからない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部又は一部を承継するために資金を要するもの
- b 事業承継の計画作成、又は計画実行のために資金を要するもの（事業承継後5年以内を含む）
- c 事業承継特別保証を利用するもの
- d 事業承継特別保証を利用し、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けたもの
- e 経営承継借換関連保証を利用するもの

⑥地方創生又は地域密着に資するものとして、各金融機関が提案し、県が承認した事業

○貸付限度額 1億円（ただし、①a、bは合計で1億円（aは3千5百万円まで）、④は2.8億円、⑤a～dは合計で1億円、⑤eはa～dとは別枠で1億円）

○貸付利率 1.1%（ただし、①a又はbのうち、女性・UIJターンによる創業の場合は0.9%、市町村が設置する創業相談窓口の利用が確認できる場合は1.0%、①～④で三者連携協定に関する融資の場合は1.0%、⑥の場合は1.1%を上限として各金融機関で定めた利率）

○貸付期間 運転資金10年以内（据置期間2年以内）

設備資金15年以内（据置期間3年以内）

（ただし、①a、⑤c～eは、運転資金、設備資金ともに10年以内（据置期間1年以内））

イ 中小企業者の連鎖倒産を防止するとともに、長期的な景気低迷や災害等の影響により厳しい資金繰りを余儀なくされている中小企業者の経営安定を図るための資金として「経営安定化サポート資金」を実施する。

○貸付限度額 ①連鎖倒産枠（運転資金のみ） 3,000万円
倒産企業等に対し売掛債権等を有するもの又は倒産企業との取引依存度が10%以上であるもの

②経営安定枠（運転資金のみ） 4,000万円

- a 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているもの
- b 売掛債権回収の長期化（又は不能）又はその他の事由により、経営の安定に支障を生じているもの
- c 原油価格の上昇及び物価高騰により事業活動に影響を受け、売上高の減少等一定の要件に該当するもの

③災害枠 3,000万円

- a 県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じているもの
- b 陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受け、経営の安定に支障を生じているもので、一定の要件に該当するもの

④事業再生枠 3,000万円

金融機関や再生支援機関等の支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い、又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図るもの

(①・②は運転資金のみで、③・④は運転資金及び設備資金)

- 貸付利率 ①・② 金融機関所定利率－0.8%（下限1.6%）（固定利率）
③ 0.9%又は1.1%
④ 金融機関所定利率（固定利率）
（融資を行った金融機関に対して、四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出する場合は、上記から0.5%割引（「経営力向上割引」という。ただし、災害枠を除く。）
- 貸付期間 ①・② 運転資金10年以内（据置期間2年以内）
③・④ 10年以内（据置期間2年以内）

ウ 中小企業者の資金ニーズに幅広く対応するための資金として「事業活動応援資金」を実施し、事業資金の円滑な供給を図る。

○貸付限度額 ①事業活動枠 1億円

事業活動に必要な資金の調達を図るもの

②流動資産担保枠 3,000万円

原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有するもの（ただし、棚卸資産を担保とする場合は、法人に限る。）

③再チャレンジ枠 1,000万円

廃業歴等のあるもので、起業に再チャレンジするもの

○貸付利率 金融機関所定利率－0.3%（上限2.0%）（変動利率）

※経営力向上割引の適用あり

- 貸付期間 ① 運転資金10年以内（据置期間2年以内）
設備資金15年以内（据置期間3年以内）
② 1年間（個別保証に限る。）
③ 運転資金5年以内（据置期間1年以内）
設備資金10年以内（据置期間2年以内）

エ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者の資金繰り円滑化を図るため、青森県信用保証協会の保証を受けている借入金全般を対象とした借換制度として「伴走支援型借換資金」を実施し、金融機関の継続的な支援を受けて経営の安定や生産性等の向上に取り組む県内中小企業者の資金繰りを支援した。（～令和6年6月30日）

○貸付限度額 1億円

○貸付利率 金融機関所定利率－1.3%（下限1.1%）（固定利率）

○貸付期間 10年以内（据置期間5年以内）

オ 青森県信用保証協会の保証を受けている既往借入金の借換えにあたって、認定経営革新等支援機関(※)の支援を受けながら経営改善や経営力強化に取り組む県内中小企業者を支援するため、「経営力強化借換資金」を実施する。(令和6年7月1日～)

※認定経営革新等支援機関

中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家

- 貸付限度額 1億円
- 貸付利率 金融機関所定利率-1.3% (下限1.1%) (固定利率)
- 貸付期間 10年以内 (据置期間1年以内)

○県単融資制度の預託額（予算額）と融資実績

（単位：千円、％）

制度名	県内金融機関への預託金			融 資 実 績		
	年度 R4 (当初)	R5 (当初)	R6 (当初)	R4	R5	R6 (計画)
「青森新時代」への架け橋資金 (旧「選ばれる青森」への挑戦資金)	16,072,000	14,725,000	13,582,000	6,897,486	6,548,579	13,000,000
経営安定化サポート資金	43,516,000	37,675,000	28,700,000	1,615,900	895,500	11,000,000
事業活動応援資金	2,307,000	1,973,000	1,945,000	7,676,097	7,346,930	13,000,000
伴走支援型借換資金	-	1,135,000	3,519,000	1,105,066	9,318,366	13,000,000
経営力強化対策資金	362,000	119,000	74,000	113,500	-	-
新事業展開促進資金	40,000	40,000	36,000	-	-	-
新幹線開業対策資金	33,000	33,000	33,000	-	-	-
一般事業活動資金	2,000	2,000	0	-	-	-
スピーディー応援資金	3,000	3,000	0	-	-	-
長期経営安定資金	17,000	15,000	10,000	-	-	-
創業支援資金	2,000	1,000	1,000	-	-	-
セーフティネット資金	12,000	7,000	10,000	-	-	-
商店街空き店舗利用資金	2,000	0	0	-	-	-
起業化・創業支援資金	0	0	0	-	-	-
経営安定化緊急支援資金	38,000	30,000	30,000	-	-	-
計	62,406,000	55,758,000	47,940,000	17,408,049	24,109,375	50,000,000
前 年 度 比	92.8	89.3	86.0	65.9	138.5	-

② 青森県中小企業団体中央会貸付金 732,000 千円

「中小企業等協同組合法」に基づく組合及び組合員の近代化、生産性の向上を図るため、青森県中小企業団体中央会に「青森県中小企業等協同組合合理化推進資金特別融資制度」のための裏付資金を貸し付ける。

青森県中小企業団体中央会貸付金 732,000 千円

融資枠 3,000,000 千円

○青森県中小企業団体中央会への貸付額と融資実績

（単位：千円）

貸付金			融資実績		
R4 年度	R5 年度	R6 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (計画)
760,000	768,000	732,000	1,520,495	1,533,262	3,000,000

令和6年度青森県特別保証融資制度一覧表

資金名	融資対象	融資限度額	融資利率	融資期間 (うち据置期間)
「青森新時代」への 架け橋資金	県内に事業所を有する中小企業者（中小企業者として創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行うもの		【固定利率】	
	(1) 県内で創業する(創業後5年未満を含む。)事業 ①スタートアップ創出枠(スタートアップ創出促進保証によるもの)(注1) ②創業枠(スタートアップ創出促進保証以外の保証によるもの)	1億円 (うち①は 3千5百万円)	1.1%	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内) ※(1)①、(5) ③・④・⑤は 運転・設備とも 10年以内 (1年以内)
	(2) 空き店舗活用による地域商店街活性化への取組 (空き店舗活用チャレンジ融資)	1億円	※(1)①②について、女性、U1Jターンの創業 0.9%	
	(3) 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等採択事業	1億円		
	(4) 特別枠 ①新商品等の開発・新分野進出を図る事業 ②DXを推進する取組・生産性向上を図る事業 ③GXを推進する取組 ④SDGs(持続可能な開発目標)の達成に資する取組 ⑤賃金引上げに資する取組 ⑥物流の2024年問題の解決への取組 ⑦(①～⑥以外)県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業	①～⑦合計で 2億8千万円	※(1)①②について、各市町村が設置する創業相談窓口の利用が確認できる者 1.0% ※(1)～(4)について、三者連携協定に基づく融資を受けるもの 1.0%	
	(5) 事業承継枠 ①事業資産の譲渡等による承継 ②事業承継計画作成・計画実行 ③事業承継特別保証を利用したもの ④事業承継特別保証を利用し、かつ、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けたもの ⑤経営承継借換関連保証を利用したもの	①～④合計で1億円 ⑤は①～④とは別枠で1億円	金融機関所定利率から 0.8%引き下げた率 (下限1.6%) (注2)経営力向上割引の利用可能 (この場合下限1.1%)	
	(6) 金融機関提案枠	1億円	上限1.1%	
※融資限度額は、(1)①～②は合計で1億円(①は3千5百万円まで)、(4)①～⑦は合計で2億8千万円、(5)①～④は合計で1億円、その他は別枠				
経営安定化サポート 資金	原則として県内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当するもの(③は創業後1年未満のものを含む)		【固定利率】	
(1) 連鎖倒産枠	倒産した企業に対し売掛債権等を有しているもの若しくは倒産した企業との取引依存度が10%以上であるもの	3千万円 (運転資金のみ)	金融機関所定利率から 0.8%引き下げた率 (下限1.6%)	10年以内 (2年以内)
(2) 経営安定枠	①最近3か月の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているもの ②売掛債権の回収長期化(又は回収不能)、又はその他の事由により経営の安定に支障を生じているもの ③原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けている中小企業者で、売上減少等一定の要件に該当するもの	4千万円 (運転資金のみ)	(注2)経営力向上割引の利用可能 (この場合下限1.1%)	
(3) 災害枠	①別に県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じているもの ②陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受け、経営の安定に支障を生じているもので、次のいずれかに該当するもの ア ホタテを取扱う水産加工業、卸、小売、飲食店、運送業(以下「ホタテ関連事業者」という。) イ ホタテ関連事業者又はホタテ生産者に対する取引依存度が10%以上であるもの	①3千万円 ②ア 1億円 イ 3千万円	3年以内: 0.9% 3年超: 1.1%	
(4) 事業再生枠	法的な再建手続きを行い、又は再生支援機関等の指導のもと事業再生を図るもの	3千万円	金融機関所定利率 (注2)経営力向上割引の利用可能	
※融資限度額は、(1)～(4)はそれぞれ別枠。さらに、(3)において①から②はそれぞれ別枠とする。				
事業活動応援資金	県内に事業所を有する中小企業者で次のいずれかに該当するもの		【変動利率】 (注3)	
(1) 事業活動枠	事業活動に必要な資金の調達を図るもの	1億円	金融機関所定利率から 0.3%引き下げた率 (上限2.0%) (注2)経営力向上割引の利用可能	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)
(2) 流動資産担保枠	県内で原則1年以上同一事業を営む中小企業者で、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有するもの(棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。)	3千万円		1年間 個別保証の場合は 1年以内
(3) 再チャレンジ枠	廃業歴等があるもので、起業に再チャレンジするもの(信用保証協会が求償権を有する場合には、求償権消滅保証に該当する場合に限る。)	1千万円		運転5年以内 (1年以内) 設備10年以内 (2年以内)
※融資限度額は、(1)～(3)はそれぞれ別枠。				
経営力強化借換資金 (借換制度) (令和6年7月1日～)	青森県信用保証協会の保証を受けている借入金残高がある中小企業者で、次のいずれにも該当するもの ・県内に事業所を有しているもの。 ・金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの。	1億円	【固定利率】 金融機関所定利率から 1.3%引き下げた率 (下限1.1%)	10年以内 (1年以内)

(注1)法人に限る。

(注2)【経営力向上割引】四半期毎に試算表及び資金繰り表を取扱金融機関に提出することを条件として融資利率から0.5%割引する制度。

(注3)【変動利率】融資実行後に、取扱金融機関が定める基準金利が変動した場合は、その変動幅を変動させるものとする。

○ 融資利率とは別に、県信用保証協会に対する信用保証料が必要となります。

★ 県及び市町村において、青森県特別保証融資制度の利用者に対する保証料補助等の支援策を実施しております。

(詳しくは、県HPまたは各資金のチラシをご覧ください。)

青森県特別保証融資制度について

■青森県特別保証融資制度について

青森県特別保証融資制度は、県が貸付原資の一部を取扱金融機関に預託し、これに取扱金融機関が自己の資金を加え、信用保証協会の保証を付して、県が定めた融資条件により中小企業者の方に融資が行われる仕組みとなっています。県が預託することにより、取扱金融機関の資金調達コストを引き下げ、低利の融資を実現しています。

※信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業に必要な資金の融資を受ける時、その債務を保証し、融資を受けやすくするとともに、万一、中小企業者が借入金を返済できなくなった場合は、当該中小企業者に代わって金融機関へ返済します。このため、融資利率とは別に信用保証料の支払いが必要となります。なお、県では「青森新時代」への架け橋資金（一部を除く。）を対象に、信用保証料の補助を行っています。また、一部市町村では特定の資金について信用保証料や利子の一部又は全額の補助を行っています。

■利用できる方

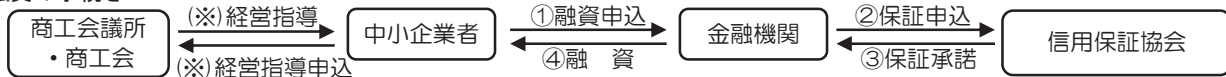
ご利用いただけるのは、原則として、県内に事業所を有する中小企業者です。

中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する会社、個人、組合、特定非営利活動法人及び医療法人等で、以下の資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば該当します。ただし、農林漁業や風俗営業飲食業等を除きます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

(ゴム製品製造業・ソフトウェア業又は情報処理サービス業等の業種、組合、特定非営利活動法人、医療法人等については、別に定められています。)

■融資の手続き



○融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

○ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

(※)商工会議所等への経営指導申込は、経営安定化サポート資金のみ必要となります。

■条件変更（融資期間の延長）について

県制度資金の既存借入に係る条件変更を行う場合、県制度資金の要綱に定める融資期間の上限を超えて最長5年間延長することが可能です。（令和7年3月末まで）

※条件変更の可否については、取扱金融機関等の審査により決定されますのでご了承ください。

■保証料率（県信用保証協会）

1. 「青森新時代」への架け橋資金、経営安定化サポート資金、事業活動応援資金

※中小企業者である法人が、信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものを選択する場合には、各制度要綱で定める所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率とします。

(1) 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、原則として財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評価に応じた下表の区分の料率を適用します。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

(2) 中小企業信用保険法に規定する特例保証に該当する場合は、信用保証協会所定の保証料率が適用されます。

(例：セーフティネット保証4号は0.95%、セーフティネット保証5号は0.86%など。なお、セーフティネット保証を利用するには市町村長の認定を受ける必要があります。)

(3) 創業関連保証を利用する場合は0.85%、国の全国統一制度の対象であるスタートアップ創出促進保証を利用する場合は1.05%（0.85%に0.2%を上乗せ）の料率が適用されます。

(4) 割引適用

担保提供がある場合や会計参与の設置状況を確認できる場合等に割引適用があります。

2. 経営力強化借換資金

(1) 原則として、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率が適用され、区分に応じて0.45～1.75%となります。

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）に該当する場合は0.86%の料率が適用されます。

■担保・保証人

担保は必要に応じて徴求します。保証人は原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

■取扱金融機関

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会

■問い合わせ先

○青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話017-734-9368

県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

○青森県信用保証協会 電話017-723-1354

青森県融資制度

検索

(2) 金融対策事業**100,523 千円**

① 創業・成長産業推進金融対策事業費補助

99,926 千円

県経済の活性化が期待される創業や成長産業分野等、県内中小企業者の新たな取組の加速化に向け、県特別保証融資制度「青森新時代」への架け橋資金の融資対象のうち、同分野に係る取組に対して、信用保証料の30%又は40%を県が補助することにより、県内中小企業者の「未来への投資」を強力に支援する。

② 貸金業の指導・監督

597 千円

昭和58年11月1日から貸金業法の施行により貸金業者の登録制度が実施されて以来、資金需要者等の利益の保護を図るため、立入検査の実施等により貸金業者の指導、監督に努めている。

令和6年3月31日現在の登録状況は、次のとおりである。

地区 \ 区分	個人	法人	計
市部	1	3	4
町村部	1	0	1
計	2	3	5

(3) 中小企業高度化資金貸付金

中小企業者が組織する組合等が行う工場・店舗等の施設の設備、事業の共同化を実施する場合に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」に基づき、中小企業基盤整備機構から必要資金の一部を借入して県の資金と併せて、長期かつ低利（無利子）で貸付けするものである。

① 貸付条件等

ア 普通の貸付条件

(令和6年4月1日現在)

貸付条件等 貸付対象事業	金 利	償 還 期 間	据 置 期 間	貸 付 割 合	機 構	
					機 構	県
①集 団 化 事 業	0.8%	20年以内	3年以内	80%	64%	16%
②集 積 区 域 整 備 事 業						
③施 設 集 約 化 事 業						
④共 同 施 設 事 業						
⑤設 備 リ ー ス 事 業						
⑥経 営 革 新 計 画 承 認 グ ル ー プ 事 業						
⑦下 請 振 興 事 業 計 画 承 認 グ ル ー プ 事 業						
⑧企 業 合 同 事 業						
⑨総 合 効 率 化 計 画 認 定 グ ル ー プ 事 業						
⑩地 域 産 業 創 造 基 盤 整 備 事 業						
⑪商 店 街 整 備 等 支 援 事 業						

イ 特別な貸付条件

(ア) 無利子貸付

公害防止施設、環境保全施設などを整備する場合や中小小売商業振興法等の特別の法律の認定を受けた計画に基づく場合（普通貸付、小規模事業者貸付、広域貸付及び施設再整備貸付に限る。）は、無利子。

(イ) 小規模事業者貸付

集団化事業又は集積区域整備事業のうち、小規模事業者である組合員又は所属員が専有する部分については、貸付割合が90%以内。

(ウ) 広域貸付

集団化事業、共同施設事業、設備リース事業又は企業合同事業のうち、参加組合員の事業所等の所在地が4以上の都道府県にまたがっている場合は、都道府県の負担割合が軽減（16%→10%）。

(エ) 災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付

災害を受けた事業用施設の復旧を図るものに係る貸付や事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図る貸付については、貸付割合が90%以内。

中小企業高度化資金貸付実績及び計画

(単位:千円)

貸付対象事業	年度	H17	H18	H19	H20	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(計画)	
工場等集団化	化				15,740							62,810									
店舗等集団化	化		138,100					85,860					375,020		96,000	382,000		240,000			838,000
施設集団化	化						9,680														
団地再強化	化																				
貨物自動車ターミナル等集団化	化																				
省資源・省エネルギー設備リース	3,123,030																				
共同施設	設															17,600					
集積区域整備	備	2,053,060	699,450	745,440	874,790		672,960			44,880	77,630	38,860			400,150	91,000	24,630				
共同公害防止等	等																				
特定商店街共同施設	設																				
特定小売商業店舗共同化	化																				
施設集約化	化			15,960	26,640																
特定省資源・省エネルギー設備リース	ス																				
特定認定共同店舗	舗																				
構造改善等高度化(一般)	(一 般)																				
地域環境保全施設等設置	置																				
特定店舗等集団化	化																				
商店街競争力強化推進	進																				
商店街整備等支援	援																				
特別豪雪地帯商店街共同施設	設																				
中小商業活性化	化																				
地域中小企業応援	援			4,400,000																	
創造的中小企業創出支援	援																				
中心市街地商業活性化	化																				
農工商連携ファンド	ド																				
被災中小企業施設・設備整備	備						3,541,456														
災害復旧貸付等	等																				
小計	計	5,176,090	837,550	5,161,400	917,170		4,224,096	85,860		44,880	77,630	101,670	375,020		496,150	490,600	24,630	275,020			838,000
設備リース	ス	19,261	27,636	46,231	158,347	31,778	44,070	53,748	28,833												
異分野連携	携		47,777																		
小計	計	19,261	75,413	46,231	158,347	31,778	44,070	53,748	28,833												
合	計	5,195,351	912,963	5,207,631	1,075,517	31,778	4,268,166	139,608	28,833	44,880	77,630	101,670	375,020		496,150	490,600	24,630	275,020			838,000

県から組合等への貸付(A方式)

県から中小企業基盤整備機構への貸付(B方式)

3 鉱業の振興

概 要

本県の主要鉱物であった銅、鉛、亜鉛、硫化鉄等の本格的な開発は、明治時代に入ってからであり、下北川内鉱山及び大正西又鉱山等が国内有数の鉱山として有名であった。

また、産銅日本一を誇った上北鉱山等、昭和初期から、戦中、戦後を通じて稼働した鉱山も多く、地域の開発に大きく寄与していた。

このような鉱業の重要性は十分認識されていたものの、景気の低迷による需要の減退、金属価格の下落及び採掘条件の悪化等の経済環境の変化に対応していくことはできず、本県においても、上北鉱山をはじめ稼働鉱山の休廃止が相次ぎ、平成6年3月には、昭和62年から操業していた温川鉱山が閉山へと至っている。

県としては、国の鉱業施策と呼応して、積極的に下記事業を推進し、厳しい環境下におかれている県内鉱業の振興を図っていくこととしている。

(1) 鉱山保安対策事業

923 千円

① 稼働鉱山の実態調査・育成

県内で稼働している鉱山の実態を把握し、環境保全との調和の上に鉱業の健全な発展を図るため、必要な場合は、国との合同により、探鉱、採掘に関する技術指導等を行うとともに、他産業との調整を図っていく。

② 鉱業権設定の協議

鉱業法第24条に基づき東北経済産業局長は県知事に対する鉱業権の出願協議をし、県は関係市町村及び他権益との調整を図るとともに、必要に応じて現地立会調査などを実施して鉱物資源の合理的開発と他産業の健全な発展に努める。

③ 休廃止鉱山鉱害防止工事追跡調査

鉱害防止等工事を実施している義務者存在の休廃止鉱山等について現地調査を行い、関東東北産業保安監督部と連携し、鉱害発生の防止に努める。

4 鉱 害 防 止 事 業

概 要

国は、昭和 48 年 5 月に制定した「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、休廃止鉱山の鉱害防止事業に関する基本方針を定め、鉱害防止事業を推進しており、地方公共団体が、鉱害防止義務者不存在休廃止鉱山の鉱害防止工事又は坑廃水処理事業を実施する場合には、「休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金交付要綱」に基づき補助していくこととしている。

本県では、当該補助制度の活用により、義務者不存在休廃止鉱山の鉱害防止事業を実施しており、今年度は、中津軽郡西目屋村の尾太鉱山の鉱害防止工事及び坑廃水処理事業並びにむつ市の大揚鉱山の坑廃水処理事業を実施することとしている。

また、鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山については、昭和 57 年度から、国と県それぞれの補助制度により、自己汚染を除く自然汚染及び他者汚染に係る坑廃水処理事業に要する経費を対象とし、3：1 の割合で補助してきており、上北鉱山、秋津鉱山それぞれの坑廃水処理事業に要する経費の一部を補助していくこととしている。

(1) 鉱害防止工事の状況

29,306 千円

① 尾太鉱山：平成 2 年度着手

(単位：千円)

施 工 箇 所	区 分	令和 4 年度まで 施 工 済 分	令 和 5 年 度 施 工 分	計	本 年 度 計 画
西 目 屋 村	工 事 費	5,254,512	145,174	5,399,686	27,987
	工事雑費	75,966	0	75,966	197
	事務経費	254,680	5,457	260,137	1,122
	計	5,585,158	150,631	5,735,789	29,306

(注) 昭和 29 年～昭和 53 年稼働：銅、鉛、亜鉛

② 畑鉦山：平成 26 年度着手

(単位：千円)

施 工 箇 所	区 分	令和 4 年度まで 施 工 済 分	令 和 5 年 度 施 工 分	計	本 年 度 計 画
む つ 市	工 事 費	19,286	16,267	35,553	令和 5 年度 で完了
	工事雑費	118	5	123	
	事務経費	948	814	1,762	
	計	20,352	17,086	37,438	

(注) 昭和 12 年～昭和 16 年稼働：金、銅

③ 高森鉦山：平成 27 年度再着手

(単位：千円)

施 工 箇 所	区 分	令和 4 年度まで 施 工 済 分	令 和 5 年 度 施 工 分	計	本 年 度 計 画
七 戸 町	工 事 費	226,366	—	226,366	令和 4 年度 で完了
	工事雑費	3,178	—	3,178	
	事務経費	11,277	—	11,277	
	計	240,821	—	240,821	

(注 1) 昭和 13 年～昭和 19 年稼働：銅

(注 2) 昭和 54 年～昭和 58 年鉦害防止工事

(2) 坑廃水処理の状況

418,536 千円

① 尾太鉦山：昭和 56 年度着手

(単位：千円)

施 工 箇 所	区 分	令和 4 年度まで 施 工 済 分	令 和 5 年 度 施 工 分	計	本 年 度 計 画
西 目 屋 村	工 事 費	7,386,419	241,571	7,627,990	313,833
	工事雑費	93,378	112	93,490	1,000
	事務経費	366,406	8,728	375,134	15,742
	計	7,846,203	250,411	8,096,614	330,575

(注) 昭和 29 年～昭和 53 年稼働：銅、鉛、亜鉛

② 大揚鉦山：昭和 60 年度着手

(単位：千円)

施 工 箇 所	区 分	令和 4 年度まで 施 工 済 分	令 和 5 年 度 施 工 分	計	本 年 度 計 画
む つ 市	工 事 費	1,622,328	60,467	1,682,795	83,272
	工事雑費	17,928	0	17,928	500
	事務経費	80,186	2,601	82,787	4,189
	計	1,720,442	63,068	1,783,510	87,961

(注) 昭和 23 年～昭和 46 年稼働：硫化鉄

(3) 休廃止鉦山坑廃水処理事業費補助金

22,394 千円

(単位：千円)

鉦 山 名	令和 5 年度実績					本 年 度 計 画 県補助金 (1/4)
	坑廃水処理 事 業 費	補 助 対 象 比 率	坑 廃 水 処 理 補 助 対 象 経 費	補 助 金 額		
				国 (3/4)	県 (1/4)	
上 北	80,448	97%	77,888	58,385	19,503	20,739
秋 津	10,408	69%	7,168	5,376	(1/8) 896	(1/8) 1,655
佐 井	—	—	—	—	—	—
計	90,856	—	85,056	63,761	20,399	22,394

(注 1) 県の補助率 1/4・1/8、国の補助率 3/4

(注 2) 稼働状況 上北鉦山 昭和 11 年～昭和 48 年稼働：銅、亜鉛

秋津鉦山 昭和 29 年～昭和 35 年稼働：銅、亜鉛

佐井鉦山 昭和 27 年～昭和 34 年稼働：銅、亜鉛

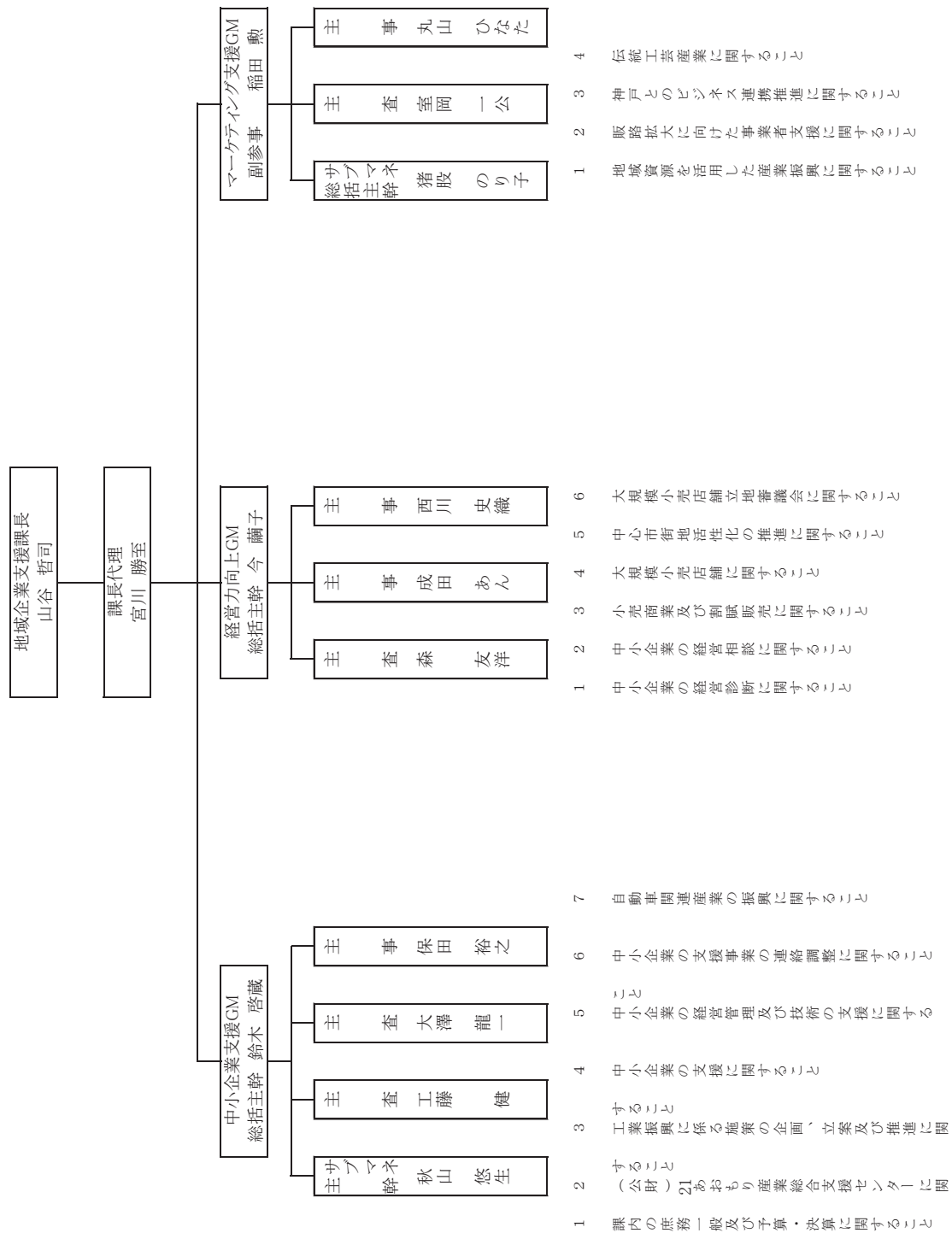
(注 3) 佐井鉦山は、平成 29 年度～令和 5 年度は補助実績なし

地域企業支援課

分掌事務

- 1 工業振興に係る施策の企画、立案及び推進に関すること（他課の分掌に係る事務を除く。）。
- 2 中小企業の経営診断及び支援に関すること。
- 3 中小企業の経営管理及び技術の支援に関すること。
- 4 中小企業の支援事業の連絡調整に関すること。
- 5 中小企業の経営相談に関すること。
- 6 その他中小企業の経営に関する調査研究、情報の提供等に関すること。
- 7 小売商業及び割賦販売に関すること。
- 8 大規模小売店舗に関すること。
- 9 中心市街地活性化の推進に関すること。
- 10 大規模小売店舗立地審議会に関すること。

地域企業支援課組織図



1 中小企業等の経営支援

概 要

本県における産業振興及び雇用の確保・拡大を図るためには中小企業等を支援していくことが重要であることから、県内中小企業等に対する中核的支援機関である（公財）21 あおもり産業総合支援センターとの連携等により、中小企業等の経営革新等に向けた各種支援を実施する。

また、中小企業等を対象に経営診断を実施し、課題解決のための改善提案を実施することにより中小企業等の経営管理の合理化・高度化を促進する。

(1) 中小企業総合支援事業

48,708 千円

創業・経営革新、取引支援及び小売商業支援等、中小企業等に係る支援を総合的に行っている（公財）21 あおもり産業総合支援センターが実施する以下の事業に対して補助する。

① 総合相談対応事業

35,478 千円

県内中小企業者の経営革新、創業のほか、下請受発注取引、販路開拓等の取組を総合的に支援するために（公財）21 あおもり産業総合支援センターが設置するプロジェクトマネージャー等の専門家の活動費を補助する。

② 取引支援事業

9,323 千円

県内中小企業者の取引推進のため、下請振興法に基づき（公財）21 あおもり産業総合支援センターが実施する、受発注に係る情報収集並びに取引あっせん、商談会等の開催及び当該業務を円滑に実施するための基盤整備に関する費用を補助する。

○取引あっせんの実績

（単位：件、千円）

区 分		年 度			累 計
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	
登 録 企業数	登 注 企 業	545	547	547	—
	受 注 企 業	638	638	641	—
発 注 申 出 件 数		53	40	70	5,567
あ っ せ ん 紹 介 件 数		75	92	199	7,000
あ っ せ ん 結 果	成 立 件 数	3	7	17	3,008
	不 成 立 件 数	32	39	118	3,676
契 約 成 立 当 初 受 注 金 額		2,546	3,600	9,045	28,154,688
対 前 年 度 比 (%)		57.5	141.4	251.3	—

※登録企業数は現数。累計は昭和50年度以降の数値。

③ 中小企業総合支援運営事業

3,907 千円

県内中小企業者の経営革新等に向けた、専門家による総合相談対応、受発注取引推進、商談会出展、首都圏販路開拓等の事業を円滑かつ効果的に実施するため、専門家を支え、共に中小企業者等を支援する職員の旅費、事業実施に係る事務費等を補助する。

(2) 一般診断事業 **786 千円**

① 青森県中小企業診断協会委託事業 187 千円

県内中小企業等における様々な経営課題の解決並びに財務体質の改善を図るため、個別企業診断及び診断事後助言を実施する。

(計画) 診断：10 件

事後助言：5 件

② 戦略的経営展開マニュアル作成事業 599 千円

県内中小企業等の戦略的な経営展開の一助とするため、戦略的経営展開マニュアルを作成し中小企業者への普及啓発を図る。

(3) 高度化診断事業 **1,876 千円**

① 独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく高度化資金の貸付を受けようとする者又は貸付を受けた者を対象に、以下の診断を実施する。

ア 集団化診断

団地の運営管理の円滑化を図り、集団化の効果を高めるために診断を実施する。

(計画) 4 件

イ 集積区域整備診断

商工業の集積する地域で行う施設等整備について、中小企業等の経営の円滑化を図るために診断を実施する。

(計画) 6 件

ウ 施設集約化診断

施設の集約化を行った店舗の経営全般について総合的に調査し、集約化の効果を高めるために診断を実施する。

(計画) 3 件

エ 共同施設診断

共同施設事業に係る計画の妥当性及び共同施設の運営・管理等について、総合的に診断を実施する。

(計画) 0 件

オ 集団化診断事後助言

団地の運営管理の円滑化を図り、集団化の効果を高めるために事後助言を実施する。

(計画) 0 件

カ 共同施設診断事後助言

共同施設の運営・管理等について事後助言を実施する。

(計画) 1 件

○実績及び計画内訳

(単位：件)

区 分		実 績			計 画
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
集 団 診 断	集 団 化 診 断	2	0	4	4
	集積区域整備診断	3	4	4	6
	施設集約化診断	0	1	3	3
	共同施設診断	0	0	0	0
集団診断事後助言	集団化診断事後助言	0	0	0	0
	共同施設診断事後助言	2	2	1	1
合 計		7	7	12	14

(4) 自動車関連産業振興事業

5,069 千円

青森県自動車関連産業振興協議会を運営するとともに、東北6県及び新潟県で組織した「とうほく自動車産業集積連携会議」に参画し、県内ものづくり企業の技術力向上や連携拡大による自動車関連産業分野への進出促進を図る。

(5) 中小企業支援・指導・経営革新計画推進等事業

569 千円

中小企業等経営強化法に基づいて県内中小企業等が経営の向上を図る「経営革新計画」の作成に対する指導・承認及びフォローアップ調査を行うとともに、支援・指導等の業務に係る情報収集を行う。

(6) 中小企業等グリーントランスフォーメーション（GX）推進事業

167,449 千円

カーボンニュートラル実現に向けた対応を成長の機会として捉え、県内中小企業等のGXを推進し、温室効果ガスを削減するとともに、企業価値・企業競争力の向上を図る。

① GXに向けた意識啓発 1,943 千円

県内中小企業等の経営者層や産業支援機関を対象としたセミナーを開催し、GXに向けた意識啓発を図る。

② GX経営戦略の策定、導入支援 164,068 千円

ア GXアドバイザー派遣

GXに意欲的な県内中小企業の取組を後押しするため、GXアドバイザーを派遣し、経営戦略の策定に関する助言を行う。

イ 脱炭素化・カーボンニュートラル関連設備導入支援

GXアドバイザーの助言を受けて策定した経営戦略等に基づき、脱炭素化と生産性の向上の両立に取り組む県内中小企業に対し、高効率な生産設備等の導入を支援する。

○補助限度額 5,000 千円

○補助率 1/2 以内

ウ 製造業における自家消費型太陽光発電設備等導入支援

県内中小企業（製造業）に対し、太陽光発電設備及び蓄電池等の導入を支援する。

- ③ グリーン成長戦略関連産業参入支援 1,438 千円
県内中小企業等を対象に参入可能性が高い産業への参入に関する知識習得等を目的とした研修会を開催する。

(7) アップサイクルビジネス推進事業 8,371 千円

本県由来の未利用資源を活用したビジネスの推進を図るため、資源の活用方法や加工技術等を学びながら参加者間の交流を促す機会を設け、未利用資源の排出側と活用側との連携を促進するほか、県内外での販路開拓・拡大等を支援する。

- ① 未利用資源の活用手法・加工技術の勉強会 509 千円
アップサイクルビジネスに興味・関心を持つ県内事業者を対象として、未利用資源の排出現場の視察や、活用手法・加工技術に係る講習等を行う勉強会を開催する。
- ② 県内テストマーケティングの実施 3,543 千円
県内の土産品店や商業・観光施設等において、未利用資源を活用したアップサイクル製品等の展示コーナーを一定期間設置し、試験販売や市場調査等を実施する。
- ③ 首都圏等プロモーションの実施 4,319 千円
県外事業者とのビジネスマッチングを促進するため、首都圏展示会への出展を実施するほか、県内アップサイクル製品の情報発信を行う。

(8) 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援事業 517,273 千円

国による電気・ガス料金の激変緩和措置の継続に呼応し、県内に事業所を有し、「LPガス」又は「特別高圧電気」を使用する県内中小企業者等（※）の負担軽減を図るため、「LPガス」及び「特別高圧電気」の使用量に応じて支援金の給付を追加実施する。

※ 家庭用契約によりLPガスを購入する者及び県の他の同様の支援金等の給付対象となる者を除く。

○給付額 令和5年10月分から令和6年4月分までの使用量×支援単価

○支援単価 業務用LPガス：31円/m³、特別高圧電気：1.25kWh（上限25万円/月）

2 商業の振興

概要

小売業・卸売業を中心にサービス業を含めた第三次産業が本県経済に占める比重は大きく、県の経済活力の主要な柱となっている。

しかし、消費者ニーズの多様化・高度化、更には、電子商取引（EC）の急速な普及等により本県の商業を取り巻く環境は大きく変化している。

近年では、少子高齢化・人口減少といった社会状況の変化の中において、コンパクトな街づくりや、地域コミュニティの場としての役割が期待されている商店街の活性化が重要となっている一方で、高齢化による廃業や商圈人口の減少などにより、空き店舗の増加が懸念される。

これらの課題を踏まえ、商店街が地域コミュニティの担い手としての機能を強化し、商店街の賑わいづくりに資する商業振興施策を実施し、本県経済の活性化を図る。

(1) 中心市街地活性化推進事業

257 千円

市町村等に対し、「中心市街地活性化法」に基づく「基本計画」の作成や「基本計画」の円滑な推進について助言等を行う。

○中心市街地活性化基本計画認定（国）

市町村名	認定年月日	備考
青森市	平成 19 年 2 月 8 日	第 1 期計画
	平成 24 年 3 月 29 日	第 2 期計画
弘前市	平成 20 年 7 月 9 日	第 1 期計画
	平成 28 年 3 月 15 日	第 2 期計画
八戸市	平成 20 年 7 月 9 日	第 1 期計画
	平成 25 年 3 月 29 日	第 2 期計画
	平成 30 年 11 月 9 日	第 3 期計画
	令和 6 年 3 月 26 日	第 4 期計画
十和田市	平成 22 年 3 月 23 日	第 1 期計画
	平成 31 年 3 月 18 日	第 2 期計画
黒石市	平成 31 年 3 月 18 日	第 1 期計画

(2) 商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業

3,056 千円

商店街を中心とした自発的な街づくり活動の促進と、商店街の持続的な活性化を図るため、街づくりに参画する団体が、商店街における将来の方向性の検討や課題の解決、にぎわい創出等の持続的な活性化に主体的に取り組む事業を支援する。

① 補助金

1,000 千円

○補助対象者 商店街等

○補助率 (通常枠) 県 1 / 4、市町村 1 / 4、商店街等 1 / 2 (市町村への間接補助)
(特別枠) 県 1 / 3、市町村 1 / 3、商店街等 1 / 3 (市町村への間接補助)

○補助限度額 (通常枠) 400 千円

(特別枠) 600 千円 ※特別枠：商店街の組織基盤の強化につながる取組を伴うもの

- ② アドバイザー派遣 1,602 千円
 ③ 商店街活性化連絡会議、セミナー開催 454 千円

(3) 青森県商店街振興組合連合会補助事業 1,259 千円

商店街の活性化を図るため、青森県商店街振興組合連合会が商店街振興組合等に対して行う指導・調査事業に対して助成する。

○青森県商店街振興組合連合会の概要

設 立	平成元年5月26日
所 在 地	青森市本町二丁目9-17（青森県中小企業団体中央会内）
役 員	理事長1人、副理事長3人、専務理事1人、理事3人、監事2人
会 員	12 商店街振興組合

(4) 大店立地法対策等事業 1,213 千円

「大規模小売店舗立地法」に基づき、大型店の立地に伴う周辺の地域の生活環境の保持のため、設置者がその施設の配置及び運営方法について適正な配慮をしているかどうかについて審査を行う。

〈審査方法〉

大規模小売店舗（店舗面積の合計が1,000㎡超の建物）に係る届出事項について、青森県大規模小売店舗立地庁内連絡会議（10 課）において、指針及び市町村等の意見に配慮しつつ内容を検討し、青森県大規模小売店舗立地審議会の意見を聞いて県の意見を決定する。

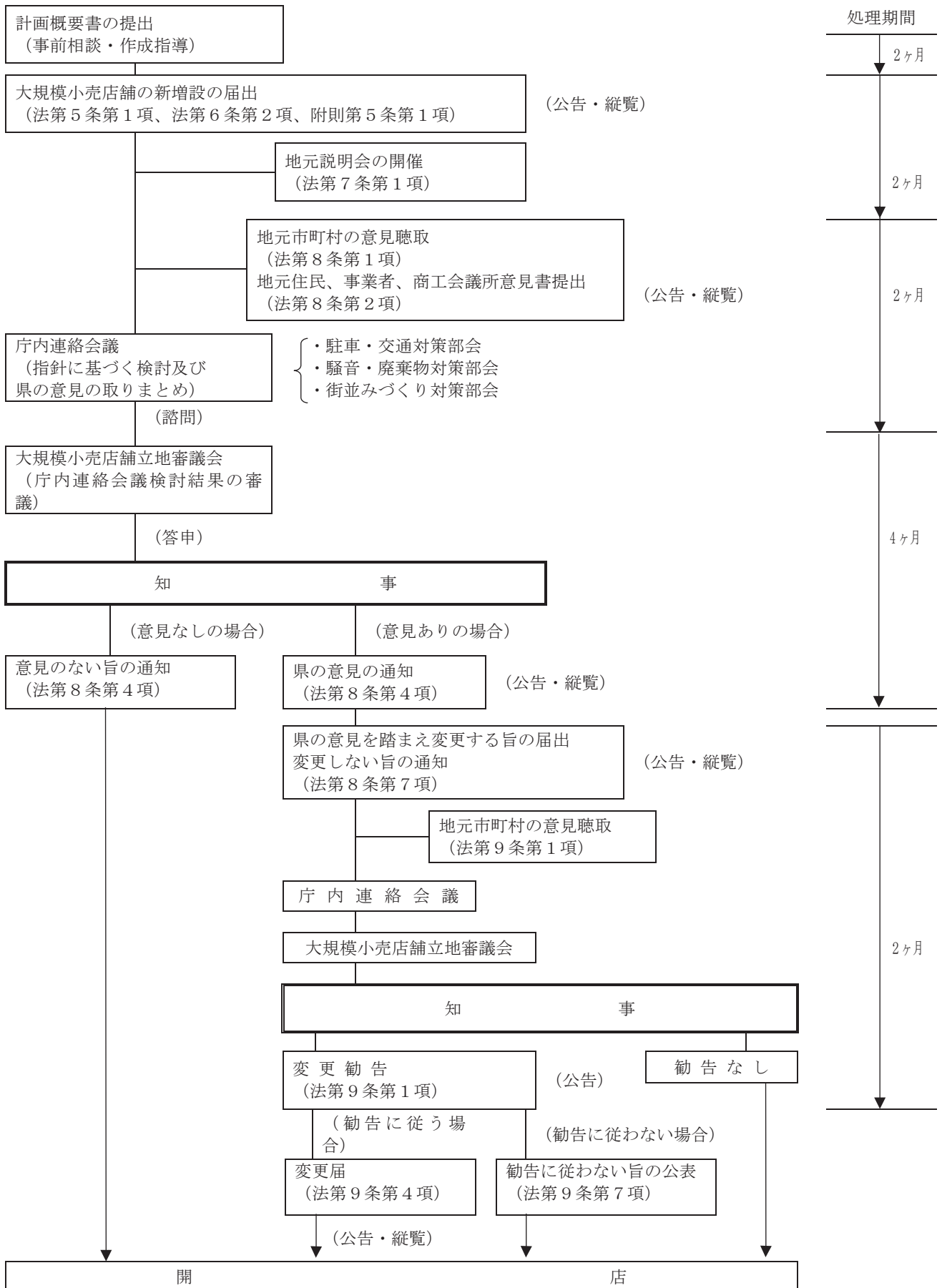
○青森県大規模小売店舗立地審議会の概要

根 拠	青森県附属機関に関する条例
担当する事務	知事の諮問に応じ大規模小売店舗の立地に係る届出に関する重要事項を調査審議する。
委員の構成	学識経験を有する者
定 数	7人以内
任 期	2年

○青森県大規模小売店舗立地審議会諮問件数 (単位：件)

届出事項	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
新設（法第5条第1項）	7	5	1	13	7	8
変更（法第6条第2項）	5	5	9	0	0	2
変更（附則第5条第1項）	0	1	0	0	0	0
変更（法第8条第7項）	0	0	0	0	0	0
計	12	11	10	13	7	10

大規模小売店舗立地法の手続きフロー図



3 中小企業等のマーケティング支援

概 要

本県が有する豊富な地域資源を活用した新商品開発、新事業進出及び販路開拓を支援し、地域産業の活性化を図る。

(1) あおもり商品展開力強化支援事業 6,098 千円

地域資源を活用した取組を支援するため、専門的な知見を有する専門家の派遣や、地域資源を活用した商品の企画・開発、販路開拓を内容としたセミナーの開催等を行う。

(2) インバウンド向け本県商品魅力向上・発信事業 17,039 千円

海外観光客向けの商品を取り扱う企業と連携し、県内事業者が実施するインバウンド向け商品の開発などを行うとともに、テストマーケティングを実施する。

① インバウンド向け商品開発 7,285 千円

インバウンド向けに既存商品の改良や魅力向上、新商品開発を行う県内事業者に対し、インバウンド向け商品開発のノウハウを有する企業のアドバイスを受けながら商品開発を行う。

また、県内で、インバウンド向け商品の開発等を支援するコーディネーターの能力向上を図る。

② 店舗における魅力発信・テストマーケティング 9,754 千円

海外観光客が多数訪れ、インバウンド向けの商品を取り扱っている国内店舗を有する企業と連携し、実店舗及びECサイトでのテストマーケティングを行うとともに、本県商品の魅力を発信する。

(3) 食品事業者等デジタルマーケティング活用販路拡大支援事業 21,552 千円

県内食品事業者等のデジタルマーケティング活用を支援するとともに、マーケットの変化・動きを踏まえながら、ECサイトや大規模展示会などを活用した販路拡大を図る。

① デジタルマーケティング活用推進 9,318 千円

県内食品事業者等を対象として、専門家によりデジタルマーケティングに係る現状を調査するとともに、セミナーの開催などにより活用事例の普及・広報に努める。

② ECサイトを活用した販売力強化 7,929 千円

ECサイトの動向や取扱商品を確認しながら、ECサイトを活用した販売力強化に向けた個別指導及びSNSなどを活用したマーケティング等を実施する。

③ 大規模展示会を活用した販路拡大 4,305 千円

展示会における効果的な商談アプローチ方法等について個別指導を行うとともに、首都圏の展示会（スーパーマーケット・トレードショー2025）に青森県ブースを出展し、販路拡大を図る。

(4) 伝統工芸産業振興事業 **1,206 千円**

県内の伝統工芸産業の振興を図るため、伝統工芸品指定制度や伝統工芸士認定制度の運用など従事者の意識高揚と次世代への技術承継の促進、工芸品のPRに資する施策を実施する。

- ① 伝統工芸品の指定及び伝統工芸士の認定 976 千円
- ② 伝統的工芸品産業振興協会負担金 230 千円

(5) 青森・神戸共創ビジネス推進事業 **16,073 千円**

FDA青森・神戸線のアクセス利便性を生かし、本県と神戸市及び周辺地域の事業者間のビジネス機会創出とものづくり分野での交流促進により、青森・神戸のビジネス連携推進を図る。

- ① ビジネス連携の推進 11,424 千円
 神戸市等の事業者を本県に招へいし、県内事業者との商談・ビジネスマッチングにつながるワークショップを開催するとともに、県内事業者の商品について、神戸市でのテストマーケティングを実施する。
- ② ものづくり産業の交流・展示会出展 4,649 千円
 ものづくり企業の交流推進のため、産業支援機関や企業担当者を対象とした視察会を開催するとともに、神戸市と連携して、ものづくり産業展示会に共同ブースを出展し、企業間の技術連携や販路拡大を図る。

(6) レッツBuyあおもり新商品認定事業 **935 千円**

新商品開発や新事業創出に積極的に取り組む県内事業者等が製造する新商品を、「レッツBuyあおもり新商品」として認定し、県での購入可能性を高めるとともに、当該商品をPRすることで、新商品開発や販路拡大を支援する。

<レッツBuyあおもり新商品事業に係る認定状況>

平成16年11月 地方自治法施行令の改正を受けて、平成17年度に制度を創設。

令和6年4月1日現在、認定中の計画は12事業者16件。

年度	認定年月日	認定期間 ^{※1}	認定数	備考
H17～R2			63者 ^{※3} 105件	認定期間終了
R1	R元. 10. 9	～R7. 3. 31 ^{※2}	2者2件	認定中 (12者 ^{※3} 16件)
R2	R2. 10. 19	～R8. 3. 31	3者4件	
R3	R3. 10. 11	～R7. 3. 31	5者5件	
R4	R4. 10. 13	～R8. 3. 31	3者3件	
R5	R5. 11. 27	～R9. 3. 31	2者2件	
累計 ^{※3}			75者 121件	

※1 認定の有効期限は認定日から起算して3年後の年度末まで。(申請による2年間の延長可能)

※2 有効期限の延長申請により2年間の延長となった。

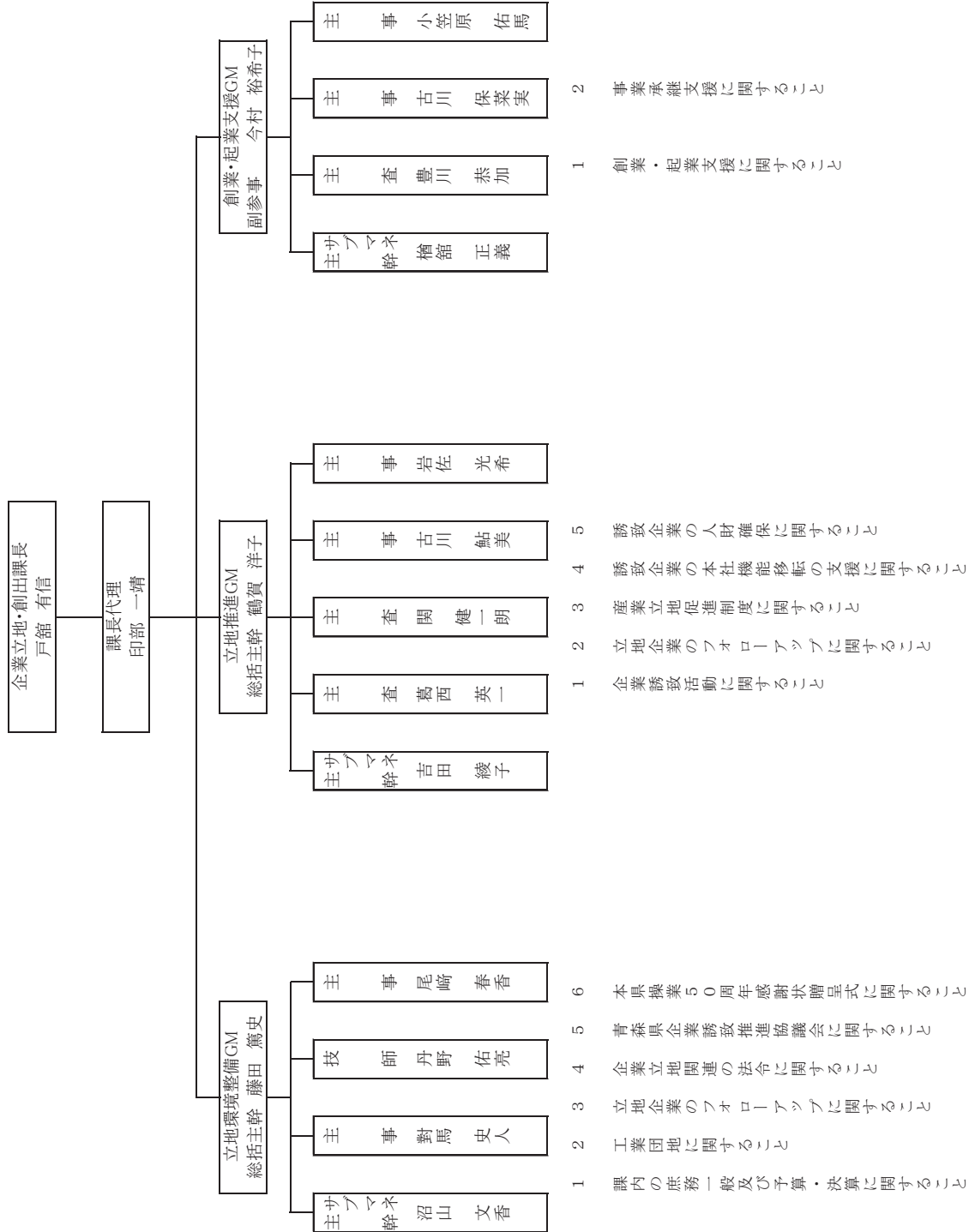
※3 認定者数について、重複事業者を除く。

企業立地・創出課

分掌事務

- 1 企業誘致に関すること。
- 2 工場立地に関すること。
- 3 創業及び起業の支援に関すること。
- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関すること。
- 5 農村地域への産業の導入に関する基本計画の策定及び推進に関すること。

企業立地・創出課組織図



1 企業誘致の状況

概 要

本県の企業誘致活動は昭和 37 年度から始まり、誘致企業第 1 号は三菱製紙（株）八戸工場である。以後、令和 5 年度までに誘致した企業件数は 655 件（津軽地区 315 件、県南地区 340 件）となっており、業種別に見ると、電気機械器具製造業等の加工組立型業種の立地が多く、また、近年はコンタクトセンター関連業の立地も進んでいる。

これら誘致企業の県内製造業に占める割合は、事業所数では 15.5%にすぎないが、従業員数では 39.8%、また製造品出荷額等では 60.9%と高い割合を占め、誘致企業は雇用効果が大きく、また出荷額も大きいことから、本県経済の発展に大きく寄与している。（2022 年経済構造実態調査 製造業事業所調査（地域別統計表データ）等）

一方、製造業においては、生産拠点の国内回帰や国内生産拠点の再編が進むとともに、国の地方拠点強化税制の創設等により、企業誘致における地域間競争は一層激しさを増している。

また、企業の設備投資や事業拡大の意欲が向上し、人財確保の需要も高まる中、若年層の県外流出に歯止めを掛けるための多様な仕事の創出と雇用の場の確保が極めて重要となっている。

このような状況の中で、県では、青森県企業立地推進基本方針に基づき、「ものづくり関連産業」、「農林水産関連産業」、「脱炭素関連産業」、「情報・デジタル関連産業」、「物流関連産業」を重点立地推進分野として、積極的な企業訪問やトップセールス等を通じて本県の立地環境を PR することとしている。また、各種優遇措置や人財確保サポート体制等の整備・充実に努め、関係機関との連携を密にしなが、戦略的な誘致活動を展開するとともに、既立地企業の支援強化及びそれを支える産業人財の育成・確保に取り組んでいく。

(1) 企業誘致件数の推移

(単位：件)

年 度	S37	39	40	41	42	43	44	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
誘致企業数	1	2	2	11	4	8	5	1	6	18	9	2	5	2	1	1	12	10	8	7	17
地区別	津軽			3	2	4	5		3	15	5		3	1	1	1	3	6	5	6	8
	県南	1	2	2	8	2	4		1	3	3	4	2	2	1		9	4	3	1	9

年 度	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
誘致企業数	24	8	12	14	36	33	36	13	3	6	8	6	9	6	11	7	4	10	11	5	11	
地区別	津軽	15	4	3	8	19	11	20	6		4	4	2	3	3	6	3	3	6	5	5	5
	県南	9	4	9	6	17	22	16	7	3	2	4	4	6	3	5	4	1	4	6		6

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	合計	
誘致企業数	15	16	16	10	10	13	12	15	13	16	15	16	18	12	10	13	16	14	655	
地区別	津軽	7	6	4	4	5	3	4	2	5	8	5	11	11	6	6	7	8	7	315
	県南	8	10	12	6	5	10	8	13	8	8	10	5	7	6	4	6	8	7	340

(2) 業種別誘致企業と構成比

(令和6年3月31日現在)

業 種	企業数 (件)	構成比 (%)	業 種	企業数 (件)	構成比 (%)
パルプ・紙	11	1.7	食料品・飲料・飼料	48	7.3
印刷	1	0.2	織 維	77	11.8
化学	6	0.9	木材・木製品	6	0.9
プラスチック製品	17	2.6	家具・装備品	2	0.3
ゴム製品	7	1.1	その他の製造業	16	2.4
窯業・土石	13	2.0	非 製 造 業	200	30.5
鉄 鋼	3	0.5	情報関連業(ソフトウェア等)	47	7.2
非鉄金属	9	1.4	コンタクトセンター関連業	83	12.7
加工組立型	239	36.5	物流関連業	27	4.1
金属製品	40	6.1	その他の非製造業	43	6.6
生産用機械	30	4.6	合 計	655	100.0
業務用機械	22	3.4			
電子部品・デバイス・電子回路	43	6.6			
電気機械	87	13.3			
情報通信機械	4	0.6			
輸送用機械	13	2.0			

(3) 誘致企業の県内製造業に占める割合 (令和4年)

区 分	事業所数 (ヶ所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
県内製造業総数 (1工場当たり)	1,500	55,145 (36.7)	1,694,693 (1,129.8)
うち誘致企業 (1工場当たり)	232	21,952 (94.6)	1,032,796 (4,451.7)
誘致企業の割合 (%)	15.5	39.8	60.9

(資料) 製造業総数: 「2022年経済構造実態調査 製造業事業所調査(地域別統計表データ)」

(経済産業省)

誘致企業: 企業立地・創出課調べ

2 企業誘致の推進

- (1) **ターゲット産業立地推進事業** **26,297 千円**
本県の強みを生かせる分野を主なターゲットとし、関連企業への立地意向調査、営業スキルの高い人財の活用等により、戦略的な企業誘致を展開する。
- (2) **産業立地プロモーション事業** **3,908 千円**
首都圏等において、本県の立地環境について知事がプレゼンテーションを行う「あおり産業立地フェア」を開催し、本県への企業立地を促進する。
- (3) **中部圏産業立地促進事業** **9,168 千円**
「青森県名古屋産業立地センター」を運営し、中部圏からの産業立地を促進する。
- (4) **企業誘致推進事業** **3,730 千円**
企業との個別折衝、関係省庁等からの情報収集を行うとともに、本県への立地を検討している企業に対し、立地環境の説明会を行う。
- (5) **企業誘致重点広報事業** **1,438 千円**
企業誘致活動のツールとしての総合的なパンフレットを作成し広報活動を行う。
- (6) **立地指導事業** **3,363 千円**
企業誘致に関する情報の収集、関係機関の連携・協働により企業誘致業務の適切な運営を図る。
① 日本立地センター負担金 315 千円
② 青森県企業誘致推進協議会負担金 2,700 千円
③ 東北地域産業開発促進協議会負担金等 248 千円
- (7) **工業立地適正化事業**
工場立地法に基づき、工業立地推進のための調査及び工場環境整備等に係る支援を行う。
調 査 等 工場適地調査、工場立地動向調査
- (8) **誘致企業人財確保PR支援事業** **9,831 千円**
誘致企業の求人において課題となっている知名度不足を解消し、効果的な人財確保に向けた企業PRを支援するため、紹介動画の制作、ガイドブックの作成、求人活動への同行及び新聞等への求人広告掲載を行う。
- (9) **成長産業対応型誘致促進事業** **12,746 千円**
デジタル関連産業やグリーン成長戦略において成長が期待される14分野、スタートアップ育成等の国の取組及びビジネスの国際化・ボーダレス化により、市場拡大や新たな設備投資が期待される国内外の成長産業を対象とした多角的な誘致活動に取り組む。

3 各種優遇措置

(1) IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金 179,748 千円

227,500 千円（債務負担行為）

コンタクトセンター関連企業及び情報システム・クリエイティブ関連企業の立地を促進するため、誘致企業に対し、施設改修費（コンタクトセンター関連企業のみ）、雇用奨励費（情報システム・クリエイティブ関連企業のみ）、回線使用料及びオフィス賃料等について補助金を交付する。

(2) むつ小川原開発地区企業立地促進費補助金 55,000 千円（債務負担行為）

むつ小川原開発地区等の企業立地を促進するため、同地区内に立地する企業に対し、当該立地に係る用地取得費について補助金を交付する。

(3) 青森県産業立地促進費補助金 707,132 千円

3,000,000 千円（債務負担行為）

県への企業立地及び誘致企業の事業拡大を促進するため、工場等を新增設する誘致企業等に対し、設備投資額の一部について補助金を交付する。

(4) 青森県誘致企業本社機能移転促進費補助金 30,000 千円（債務負担行為）

本社機能の移転を促進するため、本社機能を本県へ移転する誘致企業に対し、移転に伴う人財確保や従業員等の転居に要する経費について補助金を交付する。

各 種 優 遇

(1) 青森県IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助制度

制 度 名	制定年月	対 象 者 の 要 件
青森県IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金	平成14年4月	<p>県の誘致企業で、次の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① コンタクトセンター関連企業又はIT（情報システム・クリエイティブ産業）関連企業であること。 ② 操業開始時点において常時雇用する従業員が5人（増設の場合は雇用増が50人）以上であること（IT関連企業の場合は3人以上）

(2) 青森県むつ小川原開発地区企業立地促進費補助制度

制 度 名	制定年月	対 象 者 の 要 件
青森県むつ小川原開発地区企業立地促進費補助金	平成6年4月	<p>むつ小川原開発地区等に立地する企業で次の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 用地取得後、原則として3年以内に操業等が見込まれるもの ② 操業開始後1年以内に雇用創出効果が5人以上見込まれるもの ③ 用地取得面積が1,200㎡以上

措 置 (詳 細)

対象地域	交 付 条 件 等			
	補助対象経費	補 助 額 等	限 度 額	
県内全域	通信回線使用料	左記経費の2分の1	<p><コンタクトセンター関連企業> 3,000万円/年 3年間</p> <p><IT関連企業> 180万円/年 3年間</p>	<p><コンタクトセンター関連企業> ・新設 1企業に対する3年間の補助金総額の限度額 1億250万円</p> <p>(内訳) 回線+賃料1億円 施設改修費250万円</p>
	貸しオフィス賃料	<p><コンタクトセンター関連企業> 新設:左記経費の4分の1 増設:左記経費の2分の1</p> <p><IT関連企業> 左記経費の2分の1</p>	<p><コンタクトセンター関連企業> 新設 700万円/年 3年間 増設 1,400万円/年 2年間</p> <p><IT関連企業> 480万円/年 3年間</p>	<p>・増設 1企業に対する2年間の補助金総額の限度額2,800万円</p> <p>(内訳) 賃料2,800万円</p> <p><IT関連企業> 1企業に対する3年間補助金総額限度額 2,250万円</p>
	施設改修費	<p><コンタクトセンター関連企業のみ> ・県内全域に適用 ・福利厚生スペース等(従業員の就労環境改善に寄与するスペース)の整備に要する経費の4分の1</p>	250万円/1社	<p>(内訳) 回線 540万円 賃料 1,440万円 雇用奨励費 270万円</p>
	雇用奨励費	<p><IT関連企業のみ> ・県内全域 ・県内からの新規常用雇用者(3ヶ月以上継続して雇用されている者)が3人以上に達した場合に、1人につき30万円を補助</p>	270万円/3年	

対象地域	交 付 条 件 等		
	補助対象経費	補 助 額 等	限 度 額
むつ小川原開発地区等	用地取得費	2,500円/m ²	債務負担行為設定額 55,000千円

(3) 青森県産業立地促進費補助制度

制 度 名	制定年月	対 象 者 の 要 件
青森県産業立地促進費補助金	平成16年4月	<p>○対象者</p> <p>【1】 県の誘致企業</p> <p>【2】 県内企業（新設の場合で金矢工業団地もしくは青森中核工業団地に土地を取得して立地する者に限る）</p> <p>【3】 上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業（新設の場合に限る）</p> <p>○対象業種</p> <p>A 製造業（成長ものづくり関連業種又は農林水産関連業種）</p> <p>B 医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関連業種</p> <p>C コンタクトセンター関連業種（新設の場合に限る）</p> <p>D 物流関連業種</p> <p>E デジタルものづくり関連業種※₁及び脱炭素関連業種※₂（新設の場合に限る）</p> <p>○補助要件</p> <p>【1】 新設（土地の取得又はリースが必要）</p> <p>【2】 増設（1企業1回限り）</p> <p>詳細は右表のとおり。</p> <p>※1 ものづくり産業の製品・製造工程のデジタル化を支える研究開発や他業種との連携等を行う業種</p> <p>※2 国が2021年6月に策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に掲げる成長が期待される分野のうち、センサー、半導体、省エネ及び資源循環産業等の脱炭素化の実現につながる技術・製品の研究開発や製造等を行う業種</p>

対象地域	交 付 条 件 等						
	補助対象経費	補 助 額 等		限 度 額			
県内全域	<p>○土地の取得経費（金矢工業団地に限る）</p> <p>○建物・機械設備の取得（新設の場合はリースを含む）経費</p> <p>（注）土地リース制度を活用し、建物等を取得する場合も補助対象とする。</p>	<p>本表は標準的な補助要件等であり、投資場所（むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地）、設備投資額、雇用人数等により、補助率及び補助限度額の特例がある。</p> <p>【1】新設（土地の取得又はリースが必要）</p>					
		① 通常枠					
		対象業種		補助要件		補助率	補助限度額 ^{※4}
				設備投資額	雇用増		
		A, B, C		1億円以上	5人以上	5%	3億円
				3億円以上	8人以上	5~10%	3億円
		E		1億円以上	5人以上	10%	3億円
		② 特別枠 ^{※3}				補助率	補助限度額 ^{※4}
		対象業種		補助要件			
				設備投資額	雇用増		
		A・B		1億円以上	5人以上	15%	3億円
				3億円以上	8人以上	20%	10億円
		③ 物流枠				補助率	補助限度額 ^{※4}
		対象業種		補助要件			
				設備投資額	雇用増		
		D		1億円以上	5人以上	5%	3億円
		【2】増設（1企業1回限り）				補助率	補助限度額
		対象業種		補助要件			
				設備投資額	雇用増		
		A・B		2億円以上	3人以上	5%	5千万円
4億円以上	8人以上			10%	1億円		
② 特別枠 ^{※3}				補助率	補助限度額		
対象業種		補助要件					
		設備投資額	雇用増				
A・B		1億円以上	5人以上	15%	5千万円		
③ 物流枠				補助率	補助限度額		
対象業種		補助要件					
		設備投資額	雇用増				
D		5千万円以上	3人以上	15%	5千万円		
<p>※3 サプライチェーン再構築・分散やBCP対策のため拠点整備を行う事業</p> <p>※4 1億円を超える場合は単年度の交付額は1億円を限度とし、複数年にわたって分割交付</p>							

(4) 青森県誘致企業本社機能移転促進費補助金

制 度 名	制定年月	対 象 者 の 要 件
青森県誘致企業 本社機能移転 促進費補助金	平成28年4月	○対象者 県の誘致企業 ○補助要件 (1) 雇用経費助成 次のすべての要件を満たすこと ① 2人以上雇用すること ② 雇用期間が1年以上であること (2) 転居経費助成 次のいずれかの要件を満たすこと ① 雇用経費助成の要件を満たす本社機能の移転に伴うものであること ② 企業負担に係る転居世帯数が2以上であること

対象地域	交 付 条 件 等		
	補助対象経費	補 助 額 等	限 度 額
県内全域	(1) 雇用経費助成 本社機能の移転に伴い、県内居住者を新規に常時雇用するのに要する経費	新規雇用者1人つき50万円	1社あたり1,500万円
	(2) 転居経費助成 本社機能の移転に伴い、従業員及びその家族の県内への転居(1年以上居住するものに限る)に係る経費のうち企業が負担する経費	補助対象経費の2分の1	1社あたり1,500万円 1世帯あたり50万円

4 創業・起業、スタートアップ及び事業承継の支援

概 要

県内における事業所数は年々減少しており、地域経済に新たな活力をもたらす創業・起業及び事業承継の重要性は、ますます高まっている。

このため、(公財) 21 あおもり産業総合支援センターをはじめとした県内支援機関や市町村等と連携を図りながら、創業・起業支援を強化することで、スタートアップ及び地域に根ざした起業家の創出を図るとともに、県内中小企業等が円滑に事業承継できるよう支援し、地域経済の維持・振興を図る。

(1) あおもり創業・起業支援強化事業

30,640 千円

魅力あふれる多様なしごとづくりや、創業による地域社会への貢献度向上のため、若者・女性・U I J ターン創業の推進や地域課題解決型創業の促進に取り組むとともに、関係機関と連携した支援体制の充実により、堅実な創業・起業を促進する。

① 若者・女性・U I J ターン創業の推進 7,382 千円

ア 先輩女性起業家等を活用した創業支援

「あおもりフルール」の任命及び女性専門家配置のほか、創業希望者との交流を実施する。

イ U I J ターン創業支援の充実

・U I J ターン創業を希望する若者や女性を対象とした、地域とのネットワーク構築のための県外座談会や、U I J ターン創業に向けた県内ショートステイを実施する。

・U I J ターン創業事例集及びPR動画の作成、首都圏イベントへの創業者派遣等を行う。

② 地域課題解決型創業の促進 4,928 千円

県内の地域課題を把握し、その解決に資する創業モデルの提示、事業化の支援を行う。

③ 関係機関と連携した支援体制の充実 18,330 千円

ア 地域インキュベーション体制の確立

(公財) 21 あおもり産業総合支援センターにIM (インキュベーション・マネジャー) を配置し、県内外での伴走型支援や相談ルームへの派遣を行うとともに、IM等を対象としたスキルアップ研修会を実施する。

イ 先輩起業家等を活用した支援環境の整備

各地域で活躍する先輩起業家との少人数交流会を実施する。

ウ 合同支援制度説明会の開催

IMによる基礎講義、起業家体験談が聞けるセミナー及び関係機関等が一堂に会した各種支援制度の説明会を開催する。

(2) 起業家育成研修事業

759 千円

起業を検討している方や興味・関心のある方を対象に、専門の講師によるビジネスプラン作成等の創業準備の実践的支援を行う。

○青森県内の創業支援拠点を利用した創業者数の推移

年度	H18 ~H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
創業者数 (名)	31	8	8	29	43	56	63	110	129	126	142	134	149	237	255	1,520
新規利用者数 (名)	202	49	56	280	312	207	320	475	456	551	504	534	615	706	768	6,035

(3) あおもりスタートアップ推進事業

45,271 千円

本県の経済成長と社会課題の解決を加速させるため、イノベーションの原動力となるスタートアップの創出に向けたネットワークの拡充や産学官金のリソースを結集した事業化支援、創業時や創業初期の事業拡大に要する経費の補助とともに、担い手となる人財の育成に取り組む。

① スタートアップ・ネットワークの全県的な拡充 4,411 千円

ア オフラインネットワークの拡充

一部地域で先行しているスタートアップコミュニティについて、全県的なネットワークへと拡充し、インパクト投資などスタートアップに関する国内最先端の情報を取得するためのセミナーを開催する。

イ オンラインプラットフォームの構築

県内外の起業家、投資家、支援機関等が参加し、スタートアップに必要なヒト・モノ・カネ・情報をつなぎ、時間・場所の制約なく相談を解決できるプラットフォーム構築の実証を行う。

② 官民協働による事業化支援 6,223 千円

支援機関がスタートアップを支援するノウハウを習得するため、産学官金による検討チームが地域に入り込みながら課題を適切に分析・構造化し、実際のビジネスモデルを構築していくワーキングを実施する。

③ スタートアップ支援補助金 22,384 千円

スタートアップの創出を支援するため、創業時や創業初期の事業拡大に要する経費を補助する。

④ スタートアップ人財の育成 12,253 千円

ア 学生向け出前講座の実施

大学や高校等の学生を対象に、創業者の成功体験などを通じ、スタートアップの魅力や知識、起業家マインドなどを学ぶための出前講座を実施する。

イ 研究者向けチャレンジプログラムの実施

大学等の研究者を対象とした、ビジネスプランの作成、マーケティングリサーチ、プレゼンテーションスキル向上など、起業に必要な基礎知識・実践スキルを習得するプログラムを実施する。

(4) 青森県事業承継ネットワークへの参画

県、国、（公財）21 あおもり産業総合支援センター、商工団体、金融機関及び税理士等の士業団体など中小企業支援機関で構成する「青森県事業承継ネットワーク」に参画し、「オール青森」での一体的な事業承継支援を推進する。

(5) 継ぎたい・継がせたい事業者支援促進事業

14,533 千円

国の支援事業と連携して、経営者の承継意識の向上を図るとともに、後継者の発掘や支援者・後継者のスキル向上に取り組み、県内中小企業の円滑な事業承継を促進する。

① 継がせたい事業者発掘事業

4,978 千円

公募で採択した市町村毎に募集した継がせたい事業者について、民間事業者のポータルサイトを活用してオープンネームで公開し、全国の継ぎたい候補者とのマッチングをするモデル事業を実施する。

② 継ぎたい・継がせたい事業者支援モデル構築事業

4,198 千円

ア セミナーの開催

各業界団体等と連携し、事業承継の必要性・重要性を伝え、事業承継に取り組む意識を醸成するセミナーを開催する。

イ 事業承継支援

事業承継計画を作成する事業者を公募し、採択された事業者の事業承継を支援する。

③ 事業承継支援スキル向上事業

2,717 千円

ア 事業承継スキルアップ研修会を開催する。

イ 支援者や後継者の都合に合わせて受講できる研修動画を作成する。

④ 広報事業

2,640 千円

新聞やテレビCM、県広報媒体の活用により事業承継に取り組む意識を喚起する。

(6) 事業承継税制等運営事業

826 千円

県内中小企業等の事業承継を支援するため、経営承継円滑化法に基づく「事業承継税制」及び「金融支援」に係る認定を行う。

(7) 事業承継調査

812 千円

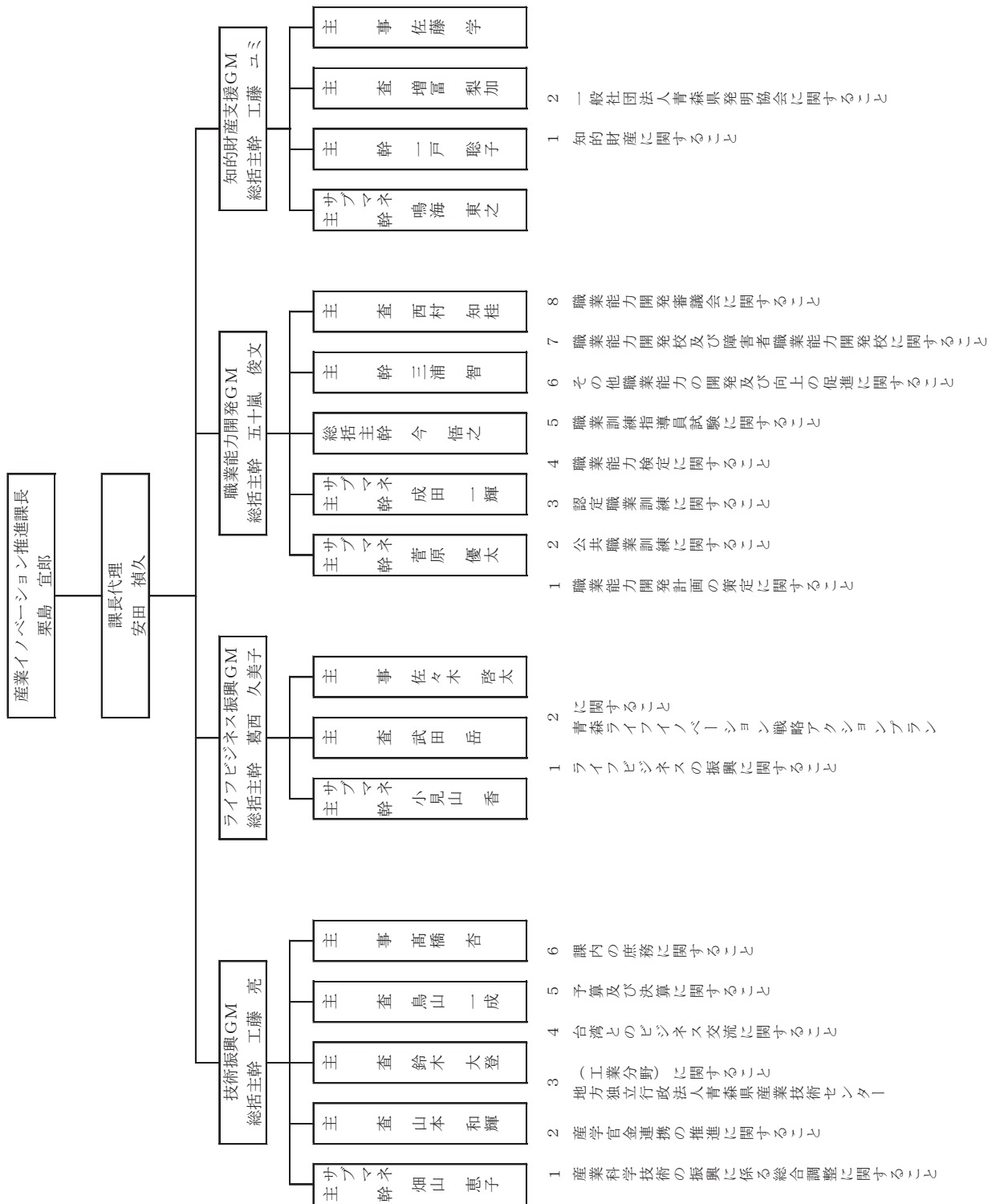
事業承継の実態把握を行うとともに潜在的な課題を洗い出し、今後の効果的な施策の実施と青森県版事業承継支援体制を充実・強化・整備するための調査を行う。

産業イノベーション推進課

分掌事務

- 1 産業のイノベーションの創出に係る施策の企画、立案及び推進に関すること（他課の分掌に係る事務を除く。）。
- 2 産業科学技術の振興に係る総合調整に関すること。
- 3 工業技術の指導に関すること。
- 4 産業標準化の指導に関すること。
- 5 知的財産の総括に関すること。
- 6 職業能力開発計画の策定に関すること。
- 7 公共職業訓練に関すること。
- 8 認定職業訓練に関すること。
- 9 職業能力検定に関すること。
- 10 職業訓練指導員試験に関すること。
- 11 その他職業能力の開発及び向上の促進に関すること。
- 12 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校に関すること。
- 13 職業能力開発審議会に関すること。

産業イノベーション推進課組織図



1 ものづくり技術の振興

概 要

本県の地域資源の潜在力を結集した新産業・新事業の創出を促進するためには、産学官金の連携による新たな製品開発や技術力の強化が必要である。そこで、県内横断的な産学官金のネットワーク「イノベーション・ネットワークあおもり」により、技術開発支援・人材育成・連携支援などを効果的・効率的に実施していくとともに域外企業とのつながりを構築していく。

(1) あおもり産学官金連携拡大事業

3,853 千円

産学官金連携をより一層促進するため、「イノベーション・ネットワークあおもり」を運営するほか、交流の場を設定する産学官金連携関連催事の開催等を行う。

① 産学官金連携による産業振興の推進

県の産学官金のイノベーション推進機関である「イノベーション・ネットワークあおもり」により、産学官金連携による産業振興を積極的に推進していく。

② タスクフォース及びイノベーションアワードの開催

県内産学官金関係者等による連携を実践し、オープンイノベーションの推進を図るため、県内の24機関で構成するタスクフォース及び産学官金連携イノベーションアワードを開催する。

③ 堀切川モデルによる県内企業支援

東北大学名誉教授を招聘し、県内支援機関とともに県内企業の技術指導、研究開発支援等を実施し、県内支援機関の企業支援力向上を図る。

(2) あおもりオープンイノベーション推進事業

40,660 千円

イノベーションを生み出していく各過程（技術・アイデアの棚卸し、新技術・製品等の開発、社会実装）における課題を解決するための取組を通じ、県内のオープンイノベーションを促進する。

① イノベーション発掘・事業化への伴走支援

研究開発支援コーディネーターを（公財）21 あおもり産業総合支援センターに配置し、事業化可能性の高い技術の発掘を行い企業と結びつけ、新技術・製品開発まで伴走支援する。

② 共創プログラムの実施

イノベーション創出にあたり、社内では解決できない課題について、コーディネーター等によりマッチングした県内外の企業等と共に解決策を検討し共創する場を創設し、支援機関のネットワークを通じて多重的に支援する。

③ 知財の戦略的な保護・活用

ア 知的財産の理解と活用促進に向けた普及啓発

複数の参加者からなるイノベーションにおいて、戦略的・適切に知財保護がなされるため、関係者等に対する意識調査及び各種媒体による普及啓発を実施する。

イ 著作権リテラシーの強化

日々進化し、イノベーションに不可欠となっている生成A I等について、著作権の取扱い等ビジネス化に際する注意点の最新動向を情報提供するためのセミナー等を実施する。

ウ 金融機関と連携した取組の実施

オープンイノベーションで生み出された事業が適切に評価され、事業資金が回るようにするため、行員向け知財講座等金融機関と連携した取組を実施する。

④ 新たな市場進出に向けた支援

域外から得られたフィードバックによって技術・製品等の磨き上げを行うため、市場・意向調査、セミナー及び技術交流会等を実施する。

(3) 地方独立行政法人青森県産業技術センターの運営

563,006 千円

地域産業の競争力の強化と持続的発展を図ることを目的として、研究開発の推進と県内企業の技術支援等を行うため、地方独立行政法人青森県産業技術センターにおける工業部門の研究所運営に要する経費を交付する。

2 ライフ（医療・健康・福祉）関連産業の創出育成

概 要

ライフ（医療・健康・福祉）分野は、今後の経済成長の牽引役として大いに期待されている分野であり、本県においてもライフ分野を次世代を牽引する重要な産業の柱として育成することとし、令和3年3月に策定した「青森ライフイノベーション戦略 アクションプラン [2021-2025]」の実現に向けた様々な取組を行っている。

具体的には、医療・介護現場の生産性向上に資する製品開発及び販路拡大の支援、弘前大学COI-NEXTプロジェクトに参画している企業との連携による新ビジネスの創出、本県の地域資源を生かした健康志向食品等の商品開発及び販路開拓に向けた取組を進めている。

(1) 医療介護関連ビジネス開発促進事業

12,047 千円

医療・介護現場の生産性向上等に資する製品開発と販路拡大を支援するとともに、高齢者の QOL 向上等に資する公的保険外サービスの創出を図る。

① 製品開発・販路開拓支援

7,304 千円

ア コーディネーター設置

医療・介護現場のニーズと県内事業者（製造・情報関連等）の技術シーズの掘り起こしや、製品開発支援等を効果的に実施できる専門家を設置する。

イ 現場ニーズ・技術シーズのマッチング促進

医療現場職員と事業者の交流会（マッチング会）、ニーズを学ぶ施設見学会を実施する。

ウ 県外事業者等との技術交流会の開催

ふくしま医療機器開発支援センター等、東北6県の行政・支援機関等と連携し、県外事業者との技術交流会を開催する。

② 公的保険外サービス創出促進

1,254 千円

外部専門家による、公的保険外サービス産業の実情、先進事例等を学ぶセミナー及び個別相談会を開催する。

③ 医療介護関連ビジネス開発促進事業費補助金

2,000 千円

生産性向上に係る製品開発に向けた試作・研究開発や、公的保険外のビジネス創出に係る実証等に係る経費の一部を補助する。

④ 取組推進に係る共通基盤

1,489 千円

地域ヘルスケアサービス産業協議会とコーディネーターを中心とした専門家会議を設置する。

(2) 大企業研究者との技術連携等による新ビジネス創出事業

8,364 千円

弘前大学COI-NEXTプロジェクトに参画している大企業等の研究者と県内企業との連携による新ビジネスの創出に向け、技術連携や交流の場づくりに取り組む。

① 県内企業への訪問機会の創出

1,300 千円

プロジェクトに参画する大企業による県内企業への訪問機会を作り、相互の理解増進を図る。

- ② 県内企業との情報交換会の開催 1,563 千円
 県内企業の企画開発や研究部門の担当者を招聘し、相互の商品開発事例や研究内容について情報交換等を行うとともに、社会実装等の連携可能性について意見交換等を行う。
- ③ 県内企業の製品等に対する技術研修会の開催 882 千円
 プロジェクト参画企業の研究者を招聘し、県内企業の製品の開発課題や磨き上げ等に寄与する技術研修会を開催する。
- ④ 二次参画企業社会実装実証事業の実施 4,619 千円
 プロジェクトの成果や参画企業の製品・技術を活用したヘルスケアサービス等を、県内企業が社会実装するための実証事業を行う。

(3) ウェルネス志向プロダクト開発・販路拡大推進事業 14,795 千円

本県の食材や機能性素材の優位性を生かした健康志向食品等の開発・販路拡大を支援し、新市場への参入を促進する。

- ① 「あおもりPG」シニア市場拡大事業 4,864 千円
- ア シニア市場セミナー
シニア市場の特性や成功事例を紹介するセミナーを開催する。
 - イ 商品開発・改良アカデミー
専門家が商品開発・改良について助言・指導を行うアカデミーを開催する。
 - ウ 県内シニア関連施設におけるテストマーケティング／首都圏展示会
介護施設や温泉施設等において体験型のテストマーケティングを行い商品改良に反映するほか、首都圏におけるプロモーションを実施する。
- ② 青森型健康志向食品育成事業 9,931 千円
- ア ブランディング研究会
専門家、企業、行政機関等で構成する研究会を発足し、ブランディング及び販売戦略を検討する。
 - イ 個別相談会
専門家が商品企画や表示、機能性届出等について助言・指導を行う個別相談会を開催する。
 - ウ 県内PR／首都圏展示会
県内及び首都圏におけるプロモーションを実施する。

3 職業能力開発の推進

概 要

職業能力の開発向上の促進は、職業の安定と労働者の職業面における質的向上を図り、本県の地域経済の発展に寄与するものである。

このため、新規学卒者・在職労働者及び離転職者等を対象とした公共職業訓練の実施、技能検定の実施等による職業能力評価体制の整備を促進するとともに、県内の事業主等が行う職業訓練の振興その他民間企業における職業能力開発の促進を図ることとしている。

(1) 公共職業訓練

63,796千円

技術革新、社会経済情勢の変化に対応して進展しつつある生産現場のICT化や先端技術に的確に対応した訓練を推進していくため、訓練内容等の充実を図りつつ高度な人財育成をしていくこととし、優秀な学生を確保して評価の高い修了生を育成し、さらに県内の定着率をより一層高めていく。

県立職業能力開発校（青森市、弘前市、八戸市、むつ市に各一校）の令和6年度の訓練科は、普通課程、短期課程、あわせて13科、訓練定員は420名である。

また、在職技能労働者の職業能力開発及び技能の向上を図るため、その職業に必要な技能及び知識を追加して習得させるための訓練を令和6年度は、41コース、定員705名で実施している。

○県立職業能力開発校の状況（単位：人）

（令和6年4月17日現在）

校 名	訓 練 科	訓練定員	入校者数	進級者数	在校生数
青 森 高 等 技 術 専 門 校	電気設備施工科（1年）（普）	20	7		7
	電気設備施工科（2年）（〃）	20		14	14
	土木施工管理・測量科（1年）（〃）	20	1		1
	土木施工管理・測量科（2年）（〃）	20		9	9
	計	80	8	23	31
弘 前 高 等 技 術 専 門 校	自動車整備科（1年）（普）	20	20		20
	自動車整備科（2年）（〃）	20		19	19
	総合建築科（1年）（〃）	20	14		14
	総合建築科（2年）（〃）	20		20	20
	造 園 科（短）	15	15		15
	ライフライン設備科（〃）	20	8		8
	計	115	57	39	96
八 戸 工 科 学 院	機械加工科（1年）（普）	15	2		2
	機械加工科（2年）（〃）	15		7	7
	自動車整備科（1年）（〃）	25	20		20

八戸工科大学	自動車整備科（2年）	（Ⅱ）	25		22	22
	総合設備科（1年）	（Ⅱ）	20	6		6
	総合設備科（2年）	（Ⅱ）	20		14	14
	スマートFA技術科（1年）	（Ⅱ）	20	3		3
	スマートFA技術科（2年）	（Ⅱ）	20		9	9
	溶接施工科（1年）	（短）	15	0		0
	計		175	31	52	83
むつ高等技術専門学校	建築施工科（1年）	（普）	15	11		11
	建築施工科（2年）	（Ⅱ）	15		4	4
	建築設備科	（短）	20	6		6
	計		50	17	4	21
合 計			420	113	118	231

県立障がい者職業訓練校は、昭和63年4月、職業能力開発促進法及び身体障害者雇用促進法の一部改正により、校名変更となったもので、職業訓練校の対象者も身体障がい者から知的障がい者を含む障がい者全般に拡大されるに至ったことから、この対応として公共職業安定所、障害者職業センター、各種相談所の関係機関と連携を密に保ちながら実施することとし、受入困難な者については、公共職業安定所を介して、国立宮城障害者職業訓練校へ紹介するなど、職業訓練を通じて障がい者の社会的自立を図っている。

また、令和6年度の訓練科は、短期課程3科、訓練定員は40名である。

○県立障がい者職業訓練校の状況（単位：人）

（令和6年4月17日現在）

校 名	訓練科	訓練定員	入校者数
障がい者職業訓練校	デジタルデザイン科（短）	15	14
	OA事務科（Ⅱ）	15	9
	作業実務科（Ⅱ）	10	3
計		40	26

○年度別入校・修了・就業等の実績

（令和6年4月17日現在）

区 分	定員（人）			入校（人）			修了（人）			就職者数（人）			就職率（％）		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
普通課程	200	200	175	143	96	84	107	125	87	104	125	85	97.2	100.0	98.8
短期課程	55	55	70	35	34	19	32	28	37	31	24	24	96.9	85.7	64.9
障害者訓練	40	40	40	20	23	18	18	15	22	8	6	6	44.4	40.0	27.3
計	295	295	285	198	153	121	157	168	146	143	155	115	91.1	92.3	78.8

(2) 委託訓練**684,854 千円**

① 離職者等再就職訓練

658,072 千円

産業構造の変化の下での職業能力等に起因するミスマッチを解消し、離職者等の円滑な労働移動の支援、雇用の安定確保を図るため、あらゆる民間機関を活用した多様な職業能力開発機会の提供等を通じ、離職者等の早期再就職の促進を図る。

事業	事業概要	訓練期間	定員(人)
離職者等再就職訓練事業	(1) 知識等習得コース ハローワークに求職登録をしている離職者等を対象に、情報、福祉、医療、販売、事務等を習得する職業訓練を実施する。	3～6 か月	1,030
	(2) 長期高度人材育成コース 介護福祉士、保育士のほか、理容師、美容師、トータルビューティシャン、応用情報技術者試験、調理師、栄養士の資格を取得する職業訓練を実施する。	1～2 年	90
	(3) 建設人材育成コース 建設機械等の運転技能を習得する職業訓練を実施する。	3 か月	30
	(4) 委託活用型デュアルシステム 民間教育機関での座学と企業実習を組み合わせた職業訓練を実施する。	4 か月	15
	(5) 実務に役立つ IT 活用力習得コース 幅広い産業・職種に求められる「IT を使いこなす力」を習得する職業訓練を実施する。	2 か月	30
	(6) e ラーニングコース 育児等により外出が制限される者や訓練機関がなく受講が困難な地域に居住する者に対する、情報通信機器を活用した在宅を基本とした職業訓練を実施する。	6 か月	90
計			1,285

② 障害者の多様なニーズに応じた委託訓練

26,782 千円

障害者の就職の促進または雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図ることを目的とし、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。

事業	事業概要	訓練期間	定員(人)
障害者の多様なニーズに応じた委託訓練事業	(1) 知識技能習得訓練コース 主に IT 機器の操作及びビジネスアプリケーションの操作方法について習得する座学中心の職業訓練を実施する。	1～3 か月	16

障害者の多様なニーズに応じた委託訓練事業	(2) 実践能力習得訓練コース 民間企業等の作業現場を活用して、実際の職務に即した実習形式の職業訓練を実施する。	16
	(3) 在職者訓練コース 在職中の障害者の方を対象として、雇用継続に資する知識・技能を習得する職業訓練を実施する。	2
	(4) 特別支援学校早期訓練コース 就職先が内定していない特別支援学校高等部卒業予定者を対象として、民間企業等の作業現場を活用した職業訓練を実施する。	5
計		39

(3) 認定職業訓練

22,832 千円

認定職業訓練とは、事業主が雇用している労働者に対して職業に必要な知識と技能を習得させ、また向上させるために行う訓練で知事の認定を受けた職業訓練をいう。

本県では、事業主が共同で実施する共同高等職業訓練校4校と個々の事業所が単独で実施する高等職業訓練校1校のあわせて5校において、普通課程の普通職業訓練で延べ10訓練科、短期課程の普通職業訓練で延べ11訓練コースを設定し、訓練を実施する予定である。

(4) 未来ものづくり人財確保・育成事業

1,678 千円

技術者育成段階で更に技能水準を高め、より技能レベルの高い人財を社会に供給していくため、技能競技全国大会への参加支援やものづくりへの理解促進活動により、若年者の技能向上、社会全体の技能尊重気運の醸成を図る。

① 各種技能競技全国大会への選手派遣

全国大会として開催される「若年者ものづくり競技大会」及び「技能五輪全国大会」へ本県代表選手を派遣し、技術者の技能向上、社会的評価及び地位の向上を図る。

② 県立職業能力開発校のPR強化

職業能力開発校については、県民の認知度が低く、特に高校生やその教員も、職業能力開発校でどのような技術を身につけることができるのか、就職先はどこかなど、よく知らないという現状を踏まえ、職業能力開発校の業務内容や役割及び魅力についての情報発信を強化する。

(5) 技能検定試験及び職業訓練指導員試験

375 千円

① 技能検定試験

昭和34年度から施行された技能検定制度は、技能に対する社会一般の評価を高め、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的とし、技能や知識を一定の基準により検定する国家検定制度である。検定合格者には合格証書が交付され、技能士と称することができる。技能検定の規模は年々拡大して実施されており、県内の令和5年度までの受検者数は94,786人に達しており、52,029人の技能士が誕生している。

技能検定試験は、職業能力開発促進法という法律に基づき、青森県職業能力開発協会が実施しており、実技試験場は、民間事業所、県立職業能力開発校、認定職業訓練校及び県立高等学校の施設設備を活用する等により円滑に運用されている。

昭和 34 年度からの実施状況は次のとおりである。

○技能検定実施状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分	昭和 34～令和 4 年度		令和 5 年度		計		合格率 (%)
	受 検 者 (人)	合 格 者 (人)	受 検 者 (人)	合 格 者 (人)	受 検 者 (人)	合 格 者 (人)	
特 級	295	74	7	3	302	77	25.5%
1 級	36,557	18,051	402	180	36,959	18,231	49.3%
2 級	38,358	19,172	328	168	38,686	19,340	50.0%
単一等級	1,213	603	0	0	1,213	603	49.7%
3 級	11,058	8,322	460	341	11,518	8,663	75.2%
基礎 1 級	80	77	0	0	80	77	96.3%
基礎 2 級	3,054	2,975	0	0	3,054	2,975	97.4%
基礎 級	1,195	1,149	304	286	1,499	1,435	95.7%
随時 2 級	162	6	100	4	262	10	3.8%
随時 3 級	1,136	565	77	53	1,213	618	50.9%
計	93,108	50,994	1,678	1,035	94,786	52,029	54.9%

※基礎級及び随時級は外国人技能実習生を対象とした等級である。

※基礎 1 級及び基礎 2 級は平成 29 年 11 月 1 日に基礎級として統合され、現在は実施されていない。

② 職業訓練指導員試験

職業能力開発促進法に基づき職業訓練指導員としての資格を得るために行うもので、合格者には、申請により免許証が交付される。本県では、試験科目のうち指導方法については全職種実施しており、関連学科においては令和 4 年度から建築科のみの実施としている。

昭和 33 年度からの実施状況は次のとおりである。

○職業訓練指導員試験実施状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分	昭和 33～令和 4 年度		令和 5 年度		計		合格率 (%)
	受 験 者 (人)	合 格 者 (人)	受 験 者 (人)	合 格 者 (人)	受 験 者 (人)	合 格 者 (人)	
人 員	5,448	3,473	15	9	5,463	3,482	63.7%

※「障害」の表記について、国の規定等に基づく事業については漢字表記、それ以外については「障がい」と表記している。

4 知的財産の活用等による新産業の創出

概 要

知的財産を活用した新産業の創出を促進するため、知的財産の創造・保護・活用等を進め、本県企業の自立的発展を促進するための各種施策を展開する。

(1) 知的財産啓発・連携強化事業

3,171 千円

県内への知的財産等の普及啓発を図るとともに、関係機関と連携して本県産業を担う人財の育成を図るための事業を展開する。

① 新事業等創出セミナー開催事業

917 千円

知的財産及び知的財産による新事業等の創出に対する理解と関心を深めるため、事業者、大学等研究機関、金融機関及びその他関係機関を対象とした知的財産に関するイベントを開催する。

② 知財活用人財育成強化推進事業

2,254 千円

県内事業者の知的財産マインドを醸成し、「知の時代」を担う人財育成の強化を図るため、目的別に対応した実用的な講座を開催する。

(2) 知的財産活用新事業創出推進事業

8,857 千円

新事業等の創出に関する相談を適切かつ迅速に処理するとともに、知財経営導入と知財技術マッチングの強化を図るための事業を展開する。

① 知財活用弁理士等派遣事業

1,455 千円

県内事業者が抱く知的財産に関する課題や、地域資源ブランド化団体による地域資源の価値を高める取組、教育機関等における知財教育など、多様な知財に関するニーズに対して適切かつ迅速に対応するため、知的財産権制度の専門家である弁理士等を現地に派遣し、課題解決支援や普及啓発活動を推進する。

② 知的財産総合実践力向上事業

7,402 千円

ア 知的財産総合実践力向上

青森県知的財産支援センターに知財活用支援コーディネーターを1名配置し、知財経営の導入や、知的財産シーズと事業者ニーズのマッチングを図るために企業訪問やヒアリング調査を実施し、知財経営実践モデル構築を拡大するとともに、県内中小企業者の関心が高い知的財産活用をテーマとした講習会や交流会（知財活用サロン）を開催し、事業化を支援する。

イ 専門家チームによる技術発掘

知財経営導入と知財技術マッチングの強化を図ることとし、技術に精通した専門家や支援機関がチームとなって、知財初心者層を訪問し、企業が保有する技術に係る知的財産権利化の有効性を見極めるとともに、可能性の高い技術について権利化に向けた磨き上げ支援を行う。

(3) 未来を築く創造性豊かな産業人財育成事業

6,169 千円

青少年の豊かな科学的発想や創造性を育み、科学や発明、創意工夫に意欲的に取り組むことができる環境づくりを進め、青森県の将来の産業振興を担うものづくりの人財育成を図るための事業を展開する。

- ① 創造性育成活動促進事業 2,076 千円
子どもの創造性を育成する地域団体等に対し、活動費を一部助成する。
- ② 夢の作品展開催事業 3,054 千円
 - ア 創造性育成作品展開催支援
発明くふう展（創意工夫した工作物の作品展）の開催を支援する。
 - イ 創造する科学の夢作品展開催
「科学の夢」絵画展（創造する科学の夢を描いた絵画展）を開催する。
- ③ ものづくり・科学体験事業 1,039 千円
小中学生及び親子を対象に、大学や地域企業等の出展による科学体験のほか、科学工作及びその工作物を使った競技大会を開催する。

(4) 知財経営支援モデル地域創出事業（特許庁事業）

本県が、国において、知的財産を活用した地域の企業成長や地域活性化に意欲的な地域を知財重点支援エリアとして指定し、当該地域を牽引するプロデューサーチームが、中小企業等の課題解決から製品プロモーションまで、一気通貫の地域支援体制を構築するモデル地域として選定された。

同チームと県が連携し、多くの企業を取り入れることが可能なデザインを経営に活用する「デザイン経営」をテーマとした支援を行うことにより、ものづくり企業のほか、素材で競争力のある農林水産業などにおいて差別化を図り、地域の競争力強化につなげていく。

青の煌めきあおもり国スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会



青の煌めきあおもり障スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第25回全国障害者スポーツ大会

